

大阪府教育振興基本計画

平成 25 年 3 月

大阪府

はじめに

人口減少社会の到来や、アジアの諸都市との熾烈なグローバル競争など、社会が大きな変革期を迎える中、雇用の流動化、世界経済における日本の地位の低下など、子どもたちがこれから生きていく時代には、様々な困難が待ち受けています。

また、府民の暮らしや経済に関する指標は、従前に比べ、改善傾向にあるものの、依然として、全国的に低いものも多く、いわゆる「大阪問題」と言われる状況にあります。



こうした課題の解決には、様々な対策が必要ですが、私は、その大きな糸口は「教育」だと考えています。大阪で育つ子どもたちには、自らの力で社会を生き抜き、自らを律しながら社会を支え、粘り強く果敢にチャレンジしてもらいたい。そして、大阪という都市の将来を支え、発展させていく人材として育ててほしい。

そのためには、しっかりとした学力と、豊かでたくましい人間性をはぐくむことが大切です。「教育」という未来への投資こそが、「大阪の再生」を着実に実現していく手段だと確信しています。

こうした思いを込め、平成 24 年 3 月に制定した「大阪府教育行政基本条例」に基づき、これからの大阪の教育の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」をとりまとめました。今年度 1 年をかけた教育委員会との議論をしっかり反映させ、共通の目標に向けた、教育政策の方向性を示しています。

今後、その目標を着実に達成していくためには、校長マネジメントのもと、教員と一体となった現場での実践はもとより、教育に関わるすべての方のご協力が不可欠です。

本計画のもと、大阪の教育の特色である公私の切磋琢磨や連携を進めるとともに、市町村をはじめ福祉や労働など幅広い分野の関係機関等との連携・協力により、大阪が一丸となり、教育のさらなる充実に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました大阪府教育振興基本計画審議会委員の皆様をはじめ多くの方々から心から感謝申し上げますとともに、府民の皆様には、本計画の実現に向け様々な立場からのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成 25 年 3 月

大阪府知事 松井 一郎

第1章 計画の策定にあたって	
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間等	2
4. 計画の推進方策	3
第2章 大阪の教育を取り巻く状況	
1. 社会経済状況の変化	5
2. 大阪の教育をめぐる動き	11
第3章 大阪の教育がめざすもの	
1. 基本的な目標	13
第4章 基本方針	
1. 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	15
2. 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	
(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます	18
(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます	20
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します	24
3. 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	26
4. 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	29
5. 子どもたちの健やかな体をはぐくみます	34
6. 教員の力とやる気を高めます	36
7. 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	39
8. 安全で安心な学びの場をつくります	42
9. 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	45
10. 私立学校の振興を図ります	48
<参考資料>	
1. 用語解説	53
2. 策定経過	63

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

大阪府では、これまで、府教育委員会が策定した「教育改革プログラム（平成11年4月）」や「大阪の教育力」向上プラン（平成21年1月）」等に基づき、少人数学級編制や少人数・習熟度別指導の実施、「入りたい学校」「入ってよかった学校」をめざした府立高校の特色づくりや再編整備、「ともに学び、ともに育つ」教育の実践、学校を核として地域社会が一体となって子どもを育てる「教育コミュニティづくり」の推進など、全国に先駆けた取組みをすすめてきました。

また、この間、国においては、「教育基本法」が改正され新しい時代の教育の基本理念が示されるとともに、子どもたちの「生きる力」を一層はぐくむことをめざした学習指導要領の改訂や、公立高校の授業料無償化など、様々な教育改革が行われてきています。

しかしながら、依然として、学習意欲や学力・体力の低下、基本的な生活習慣の乱れ、社会性や規範意識の低下など解決すべき課題も多く、加えて、いじめや不登校児童・生徒への対応、東日本大震災を教訓とした子どもたちの安全確保も大きな課題となっています。

また、世界に目を転じれば、経済のグローバル化、アジア諸国の台頭による我が国の相対的地位の低下など、これからの子どもたちを取り巻く状況は非常に厳しくなっています。

こうした中、教育に求められる役割や教育行政に対する保護者や府民の期待がこれまでも増して大きくなっており、そうしたニーズにしっかりと応えるためには、不断の教育改革をすすめる必要があります。

そこで、大阪府においては、平成24年3月に「大阪府教育行政基本条例」及び「大阪府立学校条例」を制定し、府民のニーズを踏まえた教育の振興や府民の信頼に応えられる学校づくりに一層取り組むこととしました。

本計画では、これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、自ら豊かな未来を切り開き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむため、本府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項をとりまとめています。

2. 計画の位置づけ

「教育基本法」第17条第2項及び「大阪府教育行政基本条例」第3条に規定する基本的な計画です。

具体的には、概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育(大学)を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する本府の施策を中心とし、大学や文化、スポーツ等については、各分野における関連計画等との整合性を図りながら、施策を推進します。

<主な関連計画等>

- ・公立大学法人大阪府立大学中期目標（平成22年10月策定）
- ・大阪府人権教育推進計画（平成17年3月策定）
- ・第3次大阪府文化振興計画（平成25年3月策定）
- ・大阪府スポーツ推進計画（平成24年4月策定）
- ・大阪の国際化戦略（平成25年3月策定）
- ・第4次大阪府障がい者計画（平成24年3月策定）
- ・大阪府次世代育成支援行動計画 ども・未来プラン後期計画（平成22年3月策定）
- ・大阪産業人材育成戦略（平成24年2月策定）

3. 計画の期間等

(1) 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標とする10年間を見据えた計画とします。

なお、国の教育に関する施策の変更や新たな大都市制度の施行など、社会状況等に大きな変化が生じた際には、それらとの整合性を図るため、必要に応じて、本計画を改訂します。

(2) 事業計画の作成

本計画に掲げた目標の実現に向け、平成29年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画を、別途作成します。

4. 計画の推進方策

本計画の推進にあたっては、市町村との連携を強化するとともに、学校の公私を問わず、家庭や地域、企業など大阪の教育に関与するすべての者が、互いに連携・協力して、取り組んでいくことが大切です。その際には、行政や学校等が有する情報の公表に努めるとともに、効果的な取組みを共有していくことが重要です。

また、財政状況が厳しい中、施策を重点的・効率的に実施し、その着実な推進を図るため、毎年、PDCA サイクルに基づく進捗管理を行います。

(1) 学校や市町村との連携

本計画を実効性あるものとしていくためには、府立学校はもとより、市町村教育委員会が所管する小・中学校等の学校現場の教職員が、本計画の理念を共有し、一体となって取組みをすすめる必要があります。

また、市町村は、幼児教育、義務教育や社会教育など住民に最も身近な教育施策を担っており、市町村が本計画で示した取組みの方向性を踏まえた施策を展開していけるよう、府は、その自主性を尊重しつつ、指導・助言や情報提供等を通じて働きかけるとともに、適切な役割分担に留意しながら、市町村の取組みに対する支援や連携を図ります。

(2) 公私の連携

私立学校も公教育の一翼を担っており、学校教育の発展には、公私の連携・協力が不可欠です。それぞれが役割を果たすとともに、公私の協議の場において情報交換を密にし、共同での取組みの推進や成果の共有化など、力を合わせながら、大阪の教育力の向上を図っていきます。

(3) 家庭、地域との連携

家庭は教育の原点であり、子どもの健やかな成長の基盤となるものです。家庭教育は、豊かな心や基本的な生活習慣、他人を思いやる心、自立心などを身に付けていく上で、重要な役割を果たしており、また、規範意識の育成や学習習慣の定着など、学校教育との連携が不可欠なものが多くあります。

また、子どもたちが、社会性や豊かな感性を身に付け成長していくためには、地域の多様な人との関わりも重要です。保護者や家庭、地域に対し、本計画の進捗状況をはじめ、教育の状況に関する情報の公開に努め、連携した取組みをすすめます。

(4) 大学、企業、民間団体等との連携

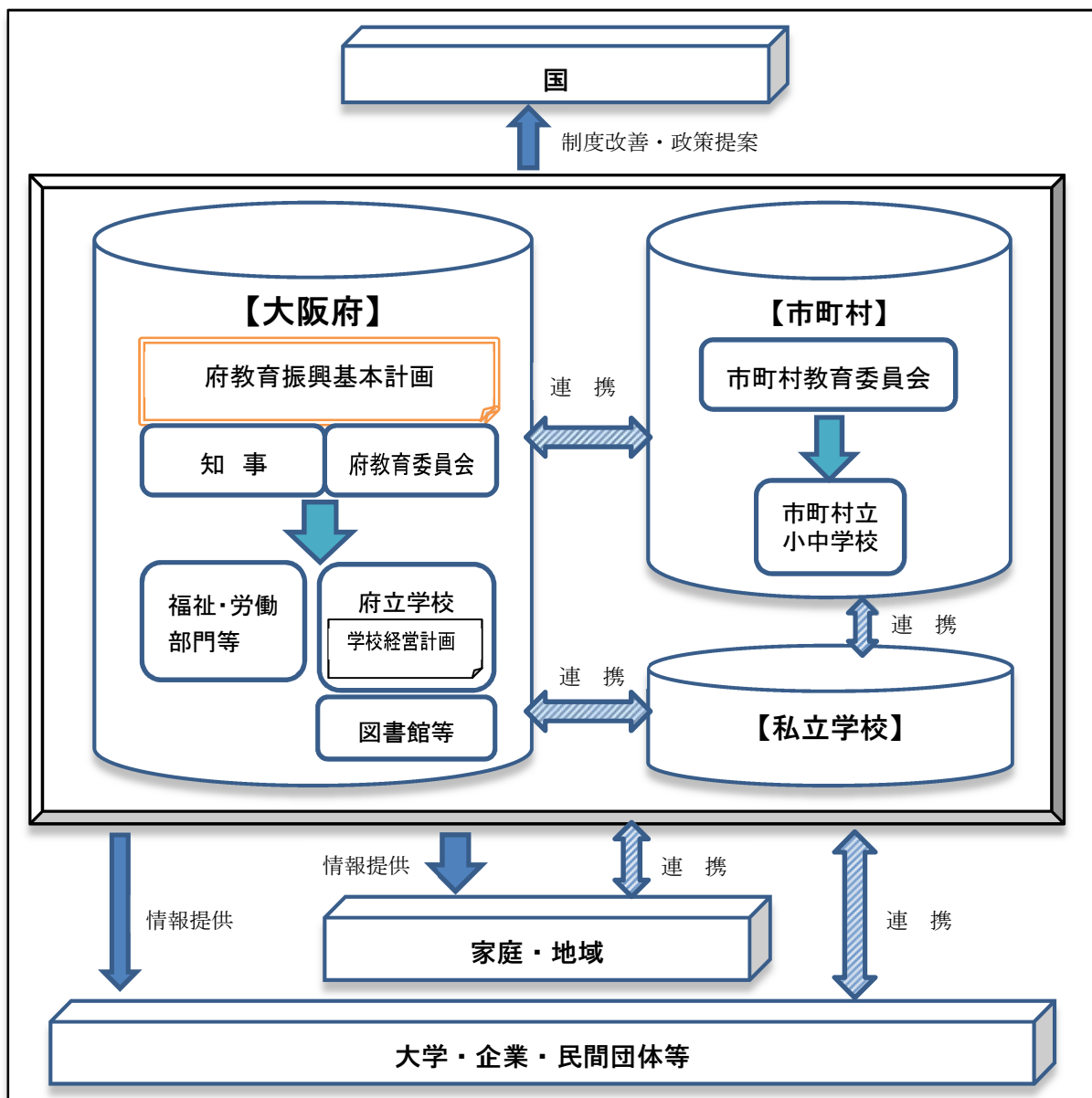
子どもたちの学問への興味・関心をはぐくむとともに、新しい時代に対応できる教員の養成や専門性の向上を図るため、大学との連携をすすめます。

また、子どもたちに望ましい職業観・勤労観をはぐくむため、インターンシップをはじめ

めとする様々な体験活動等を行えるよう、企業、NPO等の民間団体との連携・協力体制の強化を図ります。

(5) 国への働きかけ

国は、学習指導要領の設定など教育水準の維持・向上を図るとともに、学級編制や教職員配置など全国的な教育の機会均等の実現などの役割を担っており、教育に関する施策を推進していく上では、国制度が及ぼす影響が大きいことから、必要に応じ、国に対して制度改善や施策提案等の働きかけを行っていきます。



(6) 点検・評価と結果の公表

本計画の進捗管理にあたっては、計画に掲げた目標、施策の基本的方向や重点取組の実施状況などについて点検・評価を行い、結果をとりまとめた報告書を作成し、府議会に提出するとともに、府民に公表します。

第2章 大阪の教育を取り巻く状況

1. 社会経済状況の変化

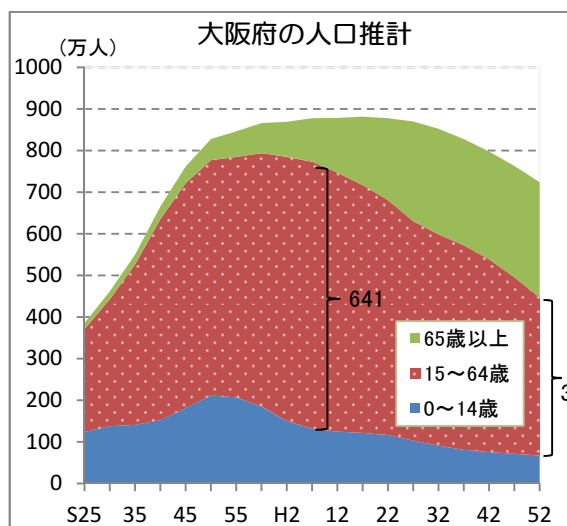
人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

大阪府の人口は、平成22年の887万人をピークに減少基調に転じており、人口減少社会が到来しています。また、合計特殊出生率も全国平均を下回る低い値で推移し、生産年齢人口が、平成7年の641万人をピークに、平成52年には379万人まで減少することが見込まれており、社会経済活動への影響が懸念されています。

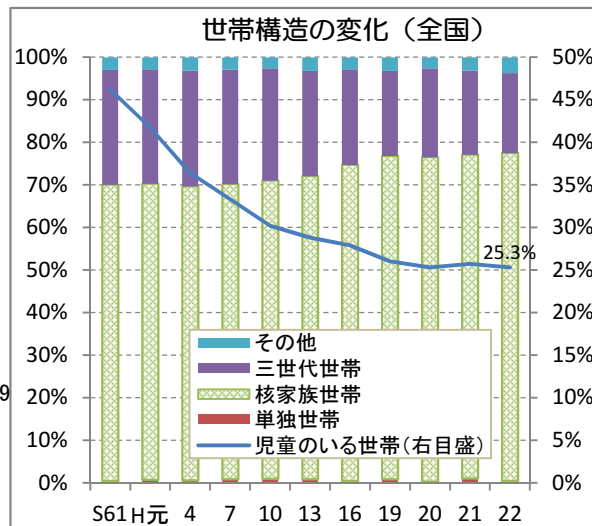
人口減少社会の中で、社会の活力を維持・発展させていくためには、一人ひとりが自らの持てる力を最大限に伸ばし、発揮していく必要があります。

また、少子高齢化や都市化の進行にともなって世帯構造が変化し、核家族世帯の増加や全世帯に占める児童のいる世帯の割合の低下が進んでいます。

このような社会の変化の中で、家庭や地域が従来の教育力を発揮できなくなりつつあることから、社会全体で幅広く教育力の向上を図っていく必要があります。



出典：総務省「平成22年国勢調査」
大阪府企画室「人口減少社会白書」(平成24年3月)



出典：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

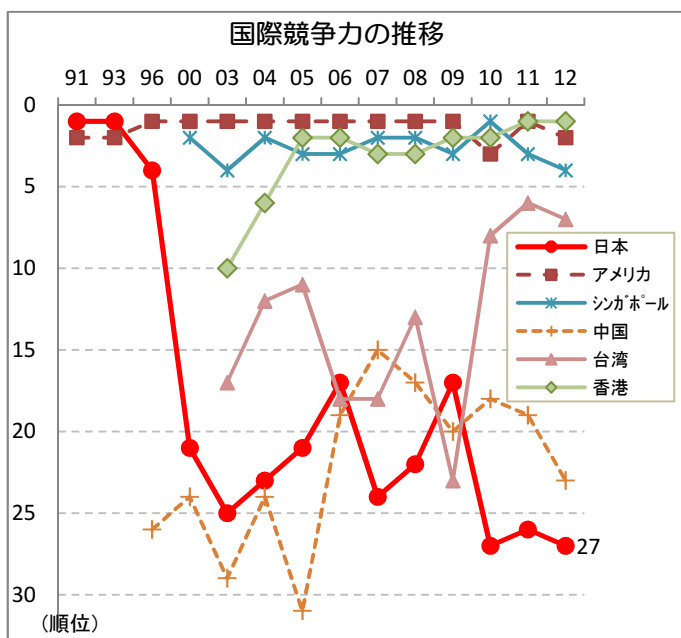
国際化・経済のグローバル化の進展

ICT（情報通信技術）の進歩や交通網の発展などにより、人・モノ・金が国境を越えて移動するグローバル化が急速に進展しており、経済をはじめ様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係はますます深まっています。

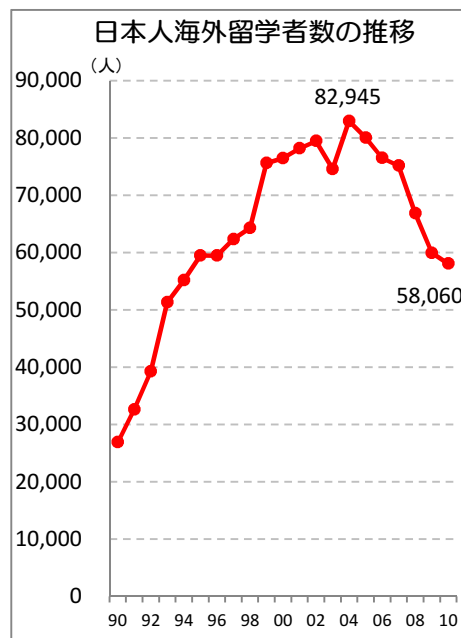
このような中で、生産拠点の海外移転などによる産業の空洞化やアジア各国の台頭により、世界経済における我が国の地位が低下しています。

また、国際社会の中で存在感を増している中国やインドをはじめ、アジア各国の若者が海外へ活動の場を広げる一方、日本の若者の留学生数は、平成16年(2004年)の8.3万人をピークに平成22年(2010年)には5.8万人まで減少し続けており、「内向き志向」が懸念されています。

今後、国際的な競争が一層激しさを増す中で、日本の若者が力強く生き抜いていくためには、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を身に付けていくことが必要です。



出典：IMD(国際経営開発研究所)「World Competitiveness Yearbook」



出典：文部科学省「日本人の海外留学者数」(平成25年2月)

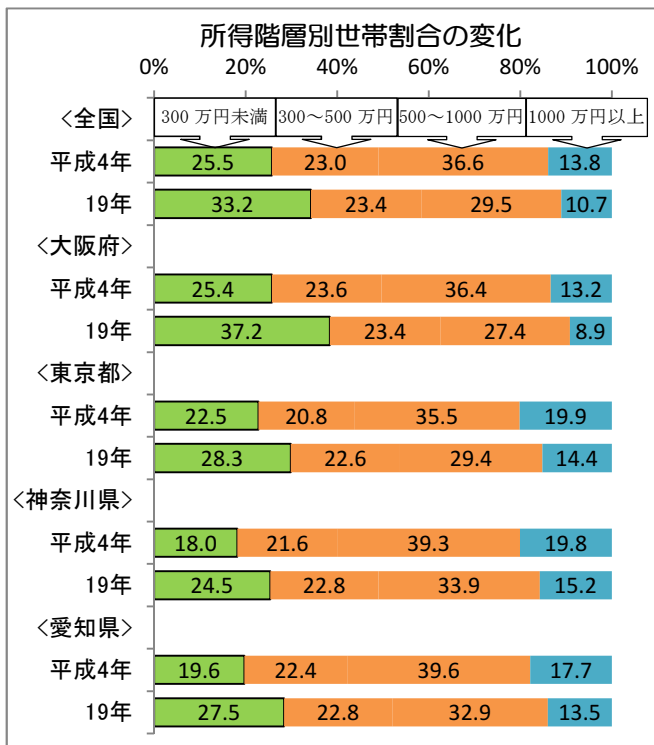
格差の増大と固定化

景気の低迷が長引く中で、中間所得層が減少するとともに低所得層が増加することにより、所得格差の増大とその固定化が懸念されています。

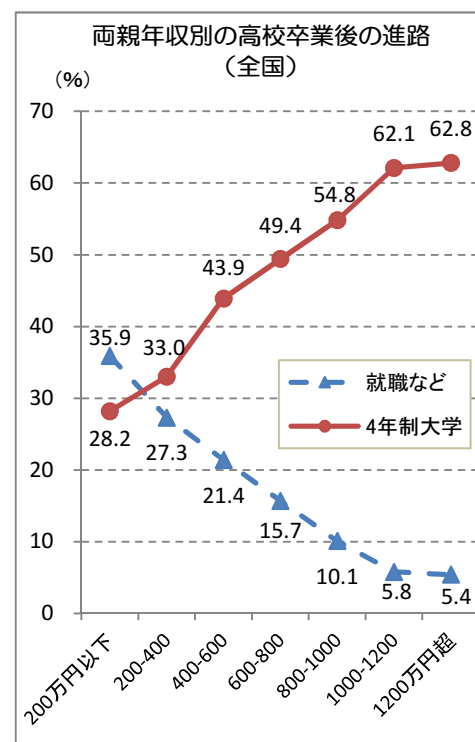
特に、大阪府においては、所得が300万円未満の世帯が、平成4年の25.4%から平成19年には37.2%に増大しており、全国に比べて低所得者層の増加が著しい状況です。

一方で、保護者の年収と子どもの高校卒業後の進路との間に相関関係があるとの調査結果も示されています。

今後、経済的な格差が進学機会や学力の格差につながり、世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子どもの学びを支援し、一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに充実させることが必要です。



出典：総務省「就業構造基本調査」



出典：東京大学大学院教育学研究科
大学経営・政策研究センター
「高校生の進路と親の年収の関連について」
(平成21年7月)

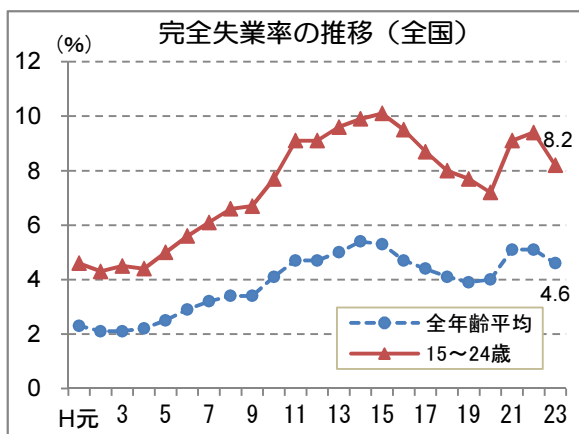
雇用環境の変化

長引く景気低迷や雇用形態の変化により、求人数の減少や非正規雇用の増加など、厳しい雇用環境が続いています。

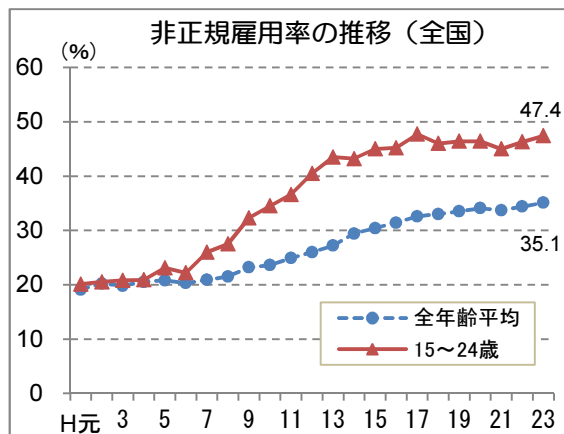
特に、15～24歳の完全失業率が平成23年では8.2%（全年齢平均4.6%）となるなど、そのしわ寄せが若年者に強く及んでいます。

また、高校卒業後の進路未定者や一時的な仕事に就いた者が相当数いることや、若者が就職しても短期間で辞めてしまう早期離職も依然として問題となっています。

このような厳しい雇用情勢の中で、将来への展望を持って力強く生きていけるよう、社会の一員として自立して生きていくための知識や技能を学校教育の中でしっかりと育成するとともに、豊かな勤労観や職業観をはぐくんでいくことが必要です。



出典：総務省「労働力調査（基本集計）」



出典：総務省「労働力調査（詳細集計）」

知識基盤社会の到来

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われています。

そのような社会では、PISA調査に代表されるように、知識や技能を活用して課題を解決する力が求められています。しかしながら、PISA調査における日本の順位は、近年は改善傾向にあるものの、以前と比較すると低い状況です。

今後、知識基盤社会の時代が本格的に到来する中で、社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識や技能とともに、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを含めた「確かな学力」をはぐくむことが必要です。

PISA調査における日本の成績

	2000年 (H12)	2003年 (H15)	2006年 (H18)	2009年 (H21)
読解力	522点 (8位)	498点 (14位)	498点 (15位)	520点 (8位)
数学的リテラシー	557点 (1位)	534点 (6位)	523点 (10位)	529点 (9位)
科学的リテラシー	550点 (2位)	548点 (2位)	531点 (5位)	539点 (5位)
(参加国数)	32	41	57	65

《国における近年の取組み》

全国学力・学習状況調査の実施 (H19～)

⇒ 調査結果等を踏まえた検証改善サイクルの確立

教育振興基本計画の策定 (H20)

⇒ 「知識基盤社会」の時代を担う子どもたち一人ひとりの「生きる力」をはぐくむため、
ア. 基礎的・基本的な知識・技能の習得
イ. 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
ウ. 学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度
を重要な要素とする「確かな学力」を養い、世界トップの学力水準を目指す

学習指導要領の改訂 (小：H23～/中：H24～/高：H25～)

⇒ 授業時数の増

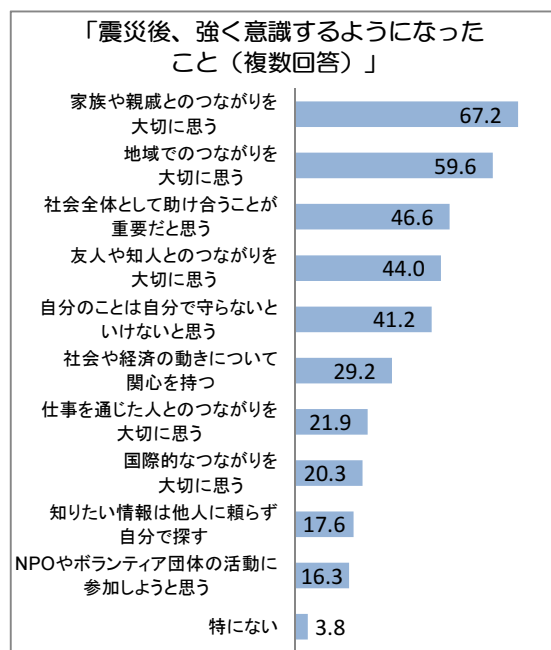
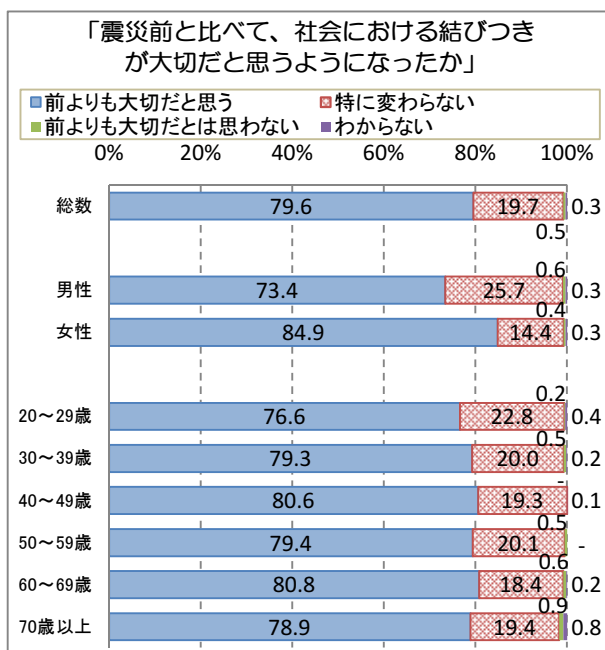
- ・ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ・ 言語活動や、理数教育、外国語教育の充実を図る 等

東日本大震災の教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範にわたり甚大な被害を及ぼす未曾有の災害となり、現在、復興に向けて、国をあげて取組みがすすめられています。この過程で、被災地の人々が助け合う姿が世界から賞賛され、また、日本全国から様々な支援が届けられるなど、人と人との絆の大切さを再認識する経験ともなりました。

震災後に内閣府が実施した世論調査においても、約8割の人が、家庭や地域などの社会との結びつきの大切さを意識するようになっていきます。

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、地域における様々な課題を解決していくためには、個人が状況を的確に捉え、自ら学び考え行動する力を育成するとともに、人と人との絆や、世代や立場の異なる様々な人々で構成するコミュニティづくりを積極的にすすめていくことが必要です。



出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」（平成24年1月）

2. 大阪の教育をめぐる動き

大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例の制定

平成24年2月府議会において、「大阪府教育行政基本条例」及び「大阪府立学校条例」が可決・成立し、同年4月から施行されました。

「大阪府教育行政基本条例」では、社会経済情勢の変化や、保護者及び地域住民その他の関係者のニーズを教育に十分に反映させることを求めています。また、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ教育を、教育に関与するすべての者により振興することをうたっています。そして、この条例の精神を具体化し、教育の振興を実効あるものとするため、教育振興基本計画を策定することを義務付けています。

また、「大阪府立学校条例」は、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とし、学校経営計画の策定や学校評価、保護者との連携・協力や学校への運営の参加の促進と保護者等の意向を反映するための学校協議会の設置、校長の公募など、府立学校の設置・運営等について必要な事項を定めています。

公立及び私立高校授業料無償化の実施

家庭の状況に関わらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくることを目的に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年4月から施行され、公立高校については授業料が無償となるとともに、私立高校等の生徒についても教育費負担が軽減されました。

大阪府では、この措置を受け、国公立高校と同様に私立高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するとともに、学校間の切磋琢磨による取組みを促し、大阪の教育力の向上を図るため、平成23年度より、年収めやす610万円未満の世帯の生徒の授業料を無償（年収めやす800万円未満の世帯は10万円）とする全国に例のない支援策を講じることとしました。

これらにより、平成21年度に91.6%であった公立中学校卒業者の昼間の高校への進学率が平成24年度には93.4%に上昇するとともに、公立中学校卒業者の公立高校における受入比率が平成23年度に7割を下回るなど公私の高校選択が流動化しています。

教育における地方分権の推進

国と地方の役割分担や国の関与のあり方を見直し、地方のことは地方自らが決定する分権型社会への移行が進んでいます。

教育の分野においても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月より、県費負担教職員の同一市町村内の転任については市町村の意向に沿った異動が行えるよう、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととされ、また、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、平成24年4月より、市町村が地域や学校の実情に応じ柔軟に学級を編制できるよう、都道府県教育委員会の関与が事後届出制へと改められました。

また、大阪府では、平成24年4月、事務処理特例制度を活用し、豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）へ府費負担教職員の任命権を移譲しましたが、これは、義務教育の実施主体である市町村（政令指定都市を除く。）に対する、全国で初めての教職員人事権の移譲となります。

今後、都道府県と市町村が、それぞれの果たすべき役割を踏まえ、責任と主体性を持って、地域の実情を踏まえつつ、効果的な教育を推進していくことが必要です。

第3章 大阪の教育がめざすもの

1. 基本的な目標

大阪の子どもたちが、大きく変化する社会の中で、力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となるよう、3つの「めざす目標像」に向けた人づくりをすすめるとともに、3つの「教育振興の目標」を掲げ、教育に関与するすべての者が総力をあげて大阪の教育の振興に取り組んでいきます。

その際、個々の幸せを最大限に尊重し、自らの人生の各ステージを豊かで充実したものとするための力をすべての子どもにはぐくむという「個」を大切にする視点と、社会の形成者として、自他を大切にし、権利の主体としての義務と責任を果たしながら積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を育てるという「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取組みをすすめることが重要です。

めざす目標像

◆ 自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり

自分に自信を持ち、将来の夢や目標を持って自らの進路にあきらめずに粘り強く未来に向けて歩いていく、チャレンジ精神あふれる態度や、生涯にわたり心身の健康を保ち、たくましく生きる態度をはぐくみます。

◆ 大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり

知識基盤社会において、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、これらを活用して、自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、行動する態度や、豊かな勤労観や職業観を持ち、様々な分野や立場で社会経済基盤を支え、自立して力強く生きる態度をはぐくみます。

また、我が国と郷土への誇りを持ち、それらがはぐくんできた伝統と文化を尊重するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度をはぐくみます。

◆ 自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

生命と人権を尊重し、自分の大切さと共に他の人の大切さを認め、互いに助け合い、よりよい社会を創っていく豊かな人間性をはぐくむとともに、社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感、規範意識を持ち、自律して社会を支える態度をはぐくみます。

また、自然や美への感性や、自然を尊重する精神、環境を大切にする態度をはぐくみます。

教育振興の目標

■ すべての子どもの学びの支援

置かれている環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが社会での自立に必要な知識・能力を身に付けられるよう、すべての子どもに対する公平な学習機会を確保します。

また、障がいのある子どもをはじめ、一人ひとりの個性に応じてその力を最大限に伸ばすため、多様な学びを可能にする教育内容や指導体制を充実します。

■ 教育の最前線である学校現場の活性化

保護者・地域の住民をはじめとした社会のニーズを教育に反映させるため、積極的な情報提供を行うなど、開かれた学校づくりを推進します。

また、教員の力を最大限に引き出し、子どもの学びをしっかりと支えるとともに、教育の営みを通じて子どもと教員とが共に力を高めあう学校づくりをすすめます。

府立学校においては、校長のリーダーシップを高め、学校から発想し実践することができる組織力の向上を図ります。

■ 社会総がかりでの大阪の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高め、互いに連携しながら、大阪の教育力向上に向けた取組みを推進します。

また、市町村との役割分担のもと連携を強化するとともに、公立学校と私立学校との切磋琢磨、連携・協力を図るほか、企業等の参画を得て、社会総がかりで大阪の教育力向上に努めます。

第4章 基本方針

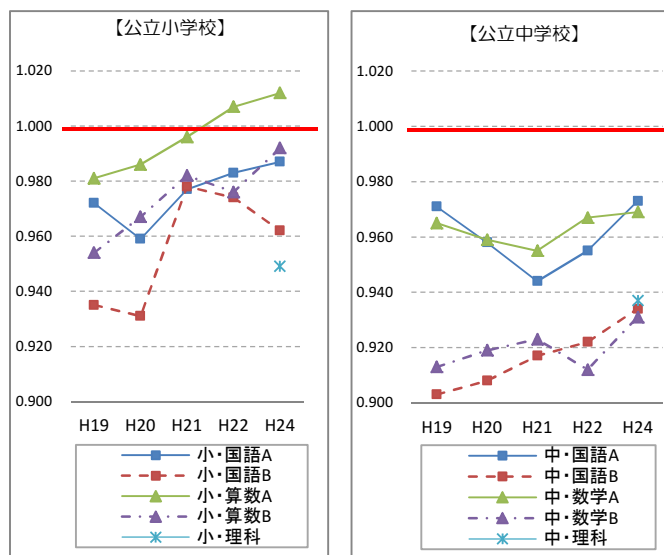
第3章で掲げた「基本的な目標」の実現に向け、10の基本方針のもと、取組みの基本的方向を踏まえ、総力をあげて取組みをすすめます。

基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

現状と課題

○ 公立小・中学校については、これまでの取組みにより、学校における教育活動の充実が図られ、全国学力・学習状況調査においても、児童・生徒の学力や学習状況に改善が見られつつありますが、中学生については、依然として全科目で全国平均を下回っており、中学校における一層の学力向上の取組みが求められています。

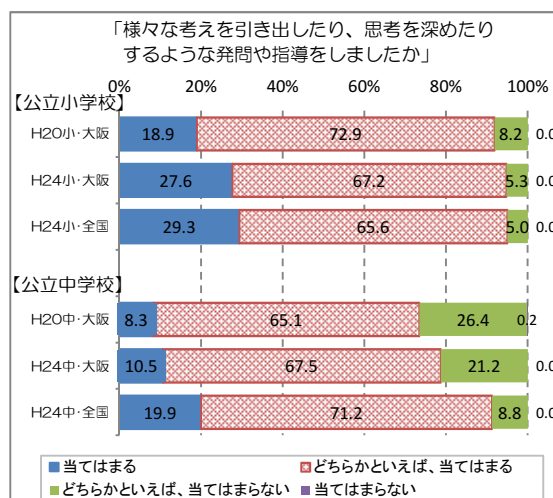
＜正答率の全国平均との比較＞



平成24年度全国学力・学習状況調査 学力調査結果概要（大阪府教育委員会作成）より

○ グローバル化の進展など社会が大きく変化する中、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と「活用する力」の向上を図るとともに、英語によるコミュニケーション力などが求められています。

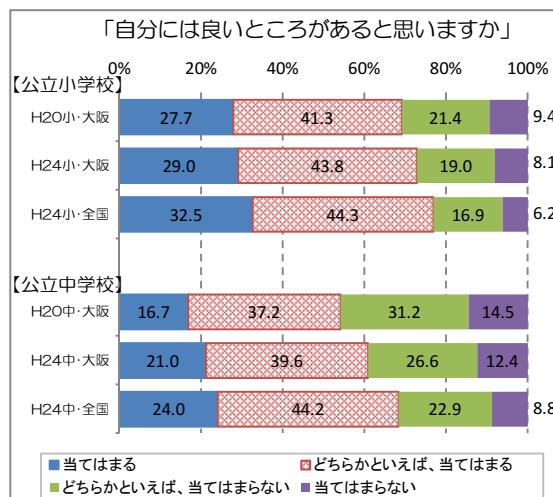
これらの力をはぐくむためには、授業の質を高めることが不可欠です。



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 全国学力・学習状況調査における「自分には良いところがあると思いますか」との質問に対し、「当てはまる」と答えた児童・生徒の割合が全国と比較して低い状況にあり、大阪は、自己肯定感の低い子どもが全国に比べて多い傾向にあります。

このような中、学校教育全体を通じてすべての児童・生徒が自尊感情を高めるとともに、人を思いやる心をはぐくみ、互いに高めあう人間関係を構築する必要があります。



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

基本的方向

- 市町村の主体的な取組みを支援するとともに、課題のある学校への重点的な支援を行い、子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上を図ります。
- 教育内容の充実や授業改善などへの支援をすすめ、「基礎・基本」の確実な定着と「活用する力」の向上を図り、すべての子どもにこれからの社会で求められる確かな学力をはぐくみます。
- 学校教育全体を通して、互いに高めあう人間関係づくりをすすめます。

重点取組

重点取組① 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上

＞PDCAサイクルに基づく学校経営の推進

各学校の課題に応じた計画の策定、計画に基づく取組みの推進、学力・学習状況調査等を踏まえた取組みの検証・改善や、学校協議会等の活用による保護者や地域の意見を生かしたPDCAサイクルによる学校経営を推進します。

特に、学習指導面や生徒指導面で課題のある中学校に対して、市町村教育委員会と連携した重点的な支援を行います。

＞きめ細やかな指導・支援の充実

少人数学級編制や少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の実態に応じたきめ細かい指導が図られるよう、市町村のニーズを踏まえた適切な人的配置などによる支援を行います。

重点取組② これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ**➤「基礎・基本」の確実な定着と「活用する力」をはぐくむ授業づくり**

児童・生徒の確かな学力をはぐくむため、言語活動の充実を図る指導やICTを活用した指導などの充実に向けた教員研修や市町村教育委員会と連携した校内研修体制の確立など、授業改善に向けた支援を行います。

また、学習指導ツールなどの学習教材を提供し、学力の定着状況の確認とその後の指導に生かすとともに、家庭における学習習慣の定着を図るなど、児童・生徒の自学自習力をはぐくむ取組みを促進します。

➤英語教育・理科教育の充実

義務教育終了段階で、自分の考えや意見を英語で正確に伝えられる生徒を育てるため、活用することに重点を置いた授業づくりを研究・普及するとともに、外国や異文化に慣れ親しみ英語を使う機会の充実を促進します。

また、授業における観察・実験活動を一層活性化させ、理科教育の充実が図られるよう、授業づくりのための研修や教材作成などにより支援します。

➤学ぶ意欲の向上につながる取組み

学習意欲を向上させるため、児童・生徒の興味・関心を高める授業やきめ細かな指導によるわかる授業づくりの取組み、地域人材との連携など家庭・地域と連携した取組みが推進されるよう支援します。

重点取組③ 互いに高めあう人間関係づくり**➤人を思いやる心を育成する取組みの推進**

学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、自他の尊厳や価値、文化・習慣の違いを尊重する精神をはぐくむ人権教育、国際理解教育や多文化共生の取組みの推進などにより、人を思いやる心を育成する取組みを推進します。

➤よりよい人間関係を主体的に形成する力の育成

社会体験や自然体験、生徒会活動などを通じ、よりよい人間関係を主体的に形成する力の育成に取り組みます。

重点取組④ 校種間連携の推進**➤継続的・系統的な教育活動のための校種間連携の推進**

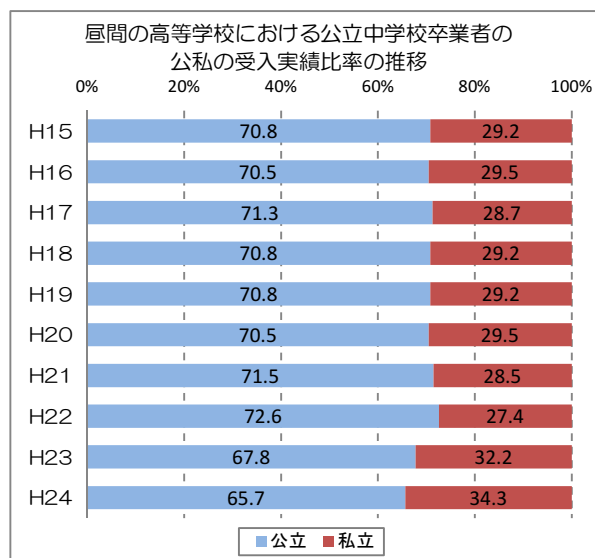
幼児・児童・生徒一人ひとりの育ちの継続的・系統的な支援や学びの連続性を図るため、校種間連携に取り組みます。とりわけ、公私立の幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続が図られるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携を促進します。また、中学1年生段階で生徒指導上の課題が増加するなどの、いわゆる「中1ギャップ」の状況を踏まえ、教員の交流など小学校と中学校の連携を促進します。

基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

現状と課題

- 公立高校・私立高校の授業料無償化制度の導入や経済状況の悪化に伴い、近年、公私間で生徒の流動化が見られる中、大阪の高校教育においては、これまで以上に公私が切磋琢磨しつつ共に力をあわせ、大阪の将来を担う人材を育てていくことが求められています。



大阪府教育委員会調べ

- そのためには、公私が持てる強みや特色を生かして、それぞれの教育力向上に努めるとともに、共同での取組みや府民への積極的な情報発信など、互いに連携・協力をすすめる必要があります。

<屋間の府立高校・私立高校の状況>

	府立高校	私立高校 (中等教育学校後期課程含む)
学校数	139	96
生徒数	118,874	91,389
本務教員数 (内は兼務者で外数)	8,575 (2,443)	4,853 (2,992)

※平成24年5月1日現在

■府立高校の強み

- ①豊富な教育ストック
 - ・府内の屋間の学校 257 校中、139 校を占める
 - ・様々な教育施設（福祉実習棟、工業実習棟等）
- ②幅広い学びの提供
 - ・多様な専門学科・コースの設置（国際教養、国際文化、文理学、芸能文化、音楽、体育、総合造形など）
- ③多様性の尊重
 - ・違いを認め合い、生徒一人ひとりを伸ばす教育（例：自立支援推進校、共生推進校等）
- ④地域や外部機関とのつながり
 - ・地域との連携（学校協議会等）
 - ・中高連携・高大連携、専門学校との連携
 - ・企業との連携

■私立高校（全日制）の特色

- ①建学の精神に基づく個性あふれる教育の提供
 - ・中高一貫教育（66校）
 - ・グローバル人材の育成（71校が留学制度を設置）
 - ・特定の宗教に基づく教育など、精神文化の基礎・基本をはぐくむ教育
 - ・土曜授業の実施（実施72校、一部実施19校）
- ②多様で活力ある教育の展開
 - ・普通科における多様なJ-1設置のほか、専門学科を設置（ITビジネス、国際、音楽、衛生看護、電子工業、安全科学、体育、福祉、表現教育など）
 - ・中高大連携
 - ・企業との連携
- ③法人経営による機動的な学校運営

基本的方向

- 就学セーフティネットの観点から、意欲あるすべての子どもが高校教育を受けることができるよう、公私あわせて高校への就学機会を確保します。
- 公私ともに学校情報についての公表・公開をすすめ、生徒が十分な情報のもとで自らの入りたい学校を主体的に選択できる環境づくりをすすめます。
- グローバル社会で活躍できる人材や、厳しい雇用環境の中にあって社会で活躍できる人材を育成するため、公私が切磋琢磨しつつ共同での取組みをすすめます。

重点取組

重点取組⑤ 就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり

＞就学機会の確保

高校への進学を希望する者が就学できる機会を確保できるよう、公私トータルで募集人員の確保に努めます。また、高校入学後においても、ニーズに応じた教育環境で学習する機会を提供する観点から、公立・私立高校間（全日制の課程）での転学の機会の確保に努めます。

＞置かれている環境にかかわらず学校を選択できる仕組みづくり

家庭の経済的事項にかかわらず、中学校卒業時の進路選択段階で、自らの希望や能力に応じて公私を問わず自由に学校選択できる機会を提供するため、私立高校生等への授業料無償化制度や奨学金制度による就学支援などに取り組みます。

＞進路選択を支援するための情報提供

学校情報や入試情報等の積極的な公表・公開や学校説明会の充実など広報の強化に取り組み、生徒の主体的な進路選択を支援します。

重点取組⑥ 公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み

＞社会の変化やニーズに対応した教育内容の充実

大きく変化する社会の中で自立して力強く生き抜く力やグローバル社会で活躍する力を身につけるため、英語教育やキャリア教育の充実などを図るとともに、自律して社会を支える人材の育成に、公私が力を合わせて取り組みます。

＞公私が切磋琢磨するとともに連携・協力して教育の質を高める取組み

公私間の教員の人事交流や合同研修、優れた取組みを实践する学校への支援やその成果の共有化など、公私の連携・協力により教育の質を高める取組みをすすめます。

(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

現状と課題

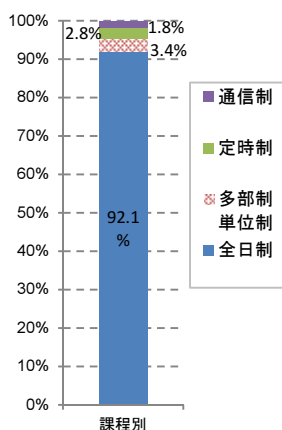
○ 府立高校においては、これまでから特色ある学校づくりをすすめ、グローバル社会で活躍できるリーダーの育成や多様な社会経済基盤を支える人づくり、置かれている環境にかかわらず社会的・経済的に自立して生きていく力の育成について取組みをすすめてきました。

グローバル化の進展や社会経済状況の変化の中、今後とも、卓越性・公平性・多様性という3つの視点を大切にしながら、各学校の魅力や特色をさらに高め、府立高校が担うべき役割を確実に果たしていくことが重要です。

○ また、今後、生徒数の減少が見込まれる中、その動向と府立高校への志願状況の変化も見据えながら、教育内容の充実と効果的・効率的な学校配置を図っていくことが必要です。

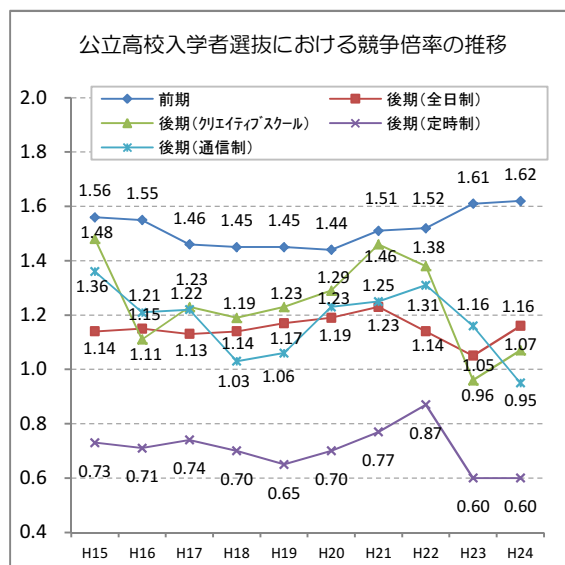
府立高校の課程・学科別生徒数の割合

(平成24年5月1日現在)

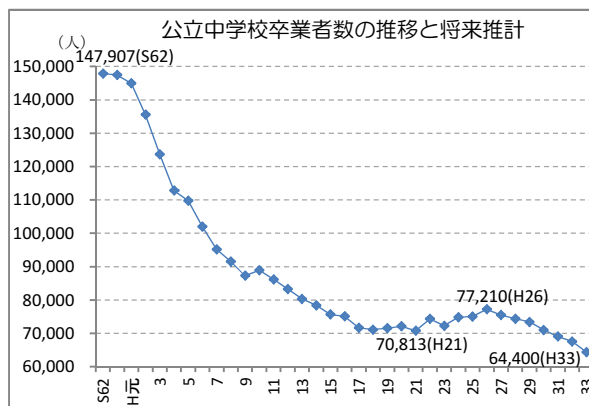


学科	生徒数	構成比
普通	92,221	77.6%
農業	1,171	1.0%
工業	7,754	6.5%
国際教養	1,430	1.2%
国際文化	1,435	1.2%
体育	391	0.3%
理数	155	0.1%
総合科学	1,120	0.9%
芸能文化	118	0.1%
音楽	120	0.1%
総合造形	596	0.5%
文理学	9,162	7.7%
総合学	3,201	2.7%

※昼間の府立高校在籍者の内訳



大阪府教育委員会調べ



大阪府教育委員会調べ

基本的方向

- グローバル社会で活躍できる人材の育成やセーフティネットの整備など社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実をすすめます。
- キャリア教育や不登校・中途退学への対応など生徒一人ひとりの自立を支える教育を充実します。
- 計画的な施設整備やICT環境の充実により、府立高校の教育環境の整備をすすめます。
- 府立高校の新たな特色に応じて、中学生にとってより一層公平でわかりやすい入学者選抜制度とします。
- 各校の教育内容の充実を図るとともに、将来の生徒数等を勘案した効果的かつ効率的な学校配置をすすめます。

重点取組

重点取組⑦ 社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実

➤ 社会のリーダー層やグローバル人材に必要な資質・能力の育成

グローバル化の進展に対応できるよう、グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校）や国際関係学科における取組みを充実するとともに、英語教育・理数教育の充実を図り、社会のリーダー層やグローバル人材に必要な資質・能力の育成に取り組めます。

➤ 多様な学習と幅広い進路選択を可能にする学習メニューの提供

中学校卒業後の大半が高校に進学する状況の中で、生徒一人ひとりの学びの支援と進路保障の観点から、各校の果たすべき役割を明確化して教育内容の充実を図り、必要に応じて、新たな学科・コースの設置や改編を行います。また、専門的知識を有する社会人の活用や大学・外部機関との連携により、多様な学習と幅広い進路選択を可能にする学習メニューを提供するとともに、生徒の授業アンケートを活用した授業改善に取り組めます。

➤ 「ものづくり」をはじめとする職業人の育成

将来の大阪の産業基盤を支える確かな知識及び技術・技能をもった人材を育成するため、実業系高校の施設・設備の整備を計画的にすすめるとともに、大学進学を見据えた教育課程の編成や企業実習の拡充、高度な職業資格の取得推進など、学校ごとの特色化を行い、学習内容の充実を図ります。

＜学びの「セーフティネット」の整備

中学校段階での不登校や学習のつまずきに対応するため、通信制の課程の充実や生徒の学び直しを支援する役割を担う学校を新たに整備するなど、「セーフティネット」の枠組みを再構築します。また、編転入制度などによる学び直しの機会を充実します。

重点取組⑧ 生徒の自立を支える教育の充実

＜キャリア教育の推進とチャレンジ精神の育成

社会の一員として自立していくための豊かな勤労観・職業観やチャレンジ精神を育成するため、外部人材の活用やNPOなどの関係機関との連携によるキャリア教育をはじめ「夢や志をはぐくむ教育」を推進します。

＜自立を支援する教育カリキュラムの充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材との連携により、学校教育相談体制の充実を図るとともに、府教育センターにおける相談機能の充実を図ります。また、中退防止コーディネーターの配置・活用により、不登校・中途退学の解消に向け、組織的な取組みをすすめます。

府立高校に在籍する障がいのある生徒が増加していることから、学校における生活・学習サポートをはじめ、府立高校での「ともに学び、ともに育つ」教育の一層の推進に取り組みます。

重点取組⑨ つながりをはぐくむ学校づくり

＜地域や外部機関とのつながりの充実

学びのニーズが多様化する中、地域と連携した学校運営や学校外の教育資源の活用による多様な学びの場の提供など、外部機関とのつながりによる学校力の向上に取り組みます。

また、地域で学び、育ち、地域を支える生徒の育成に取り組むため、現行の中高一貫校について、授業連携や教員・生徒間の交流をさらに充実するとともに、探究的学習活動を先導的に実践する教育センター附属高校をはじめ各学校において、大学や外部機関との連携を強化します。

重点取組⑩ 学習環境の整備

＜府立高校の計画的な施設整備の推進

安心して学べる環境づくりに向け、平成26年度での耐震化率100%をめざし、計画的に耐震改修を行います。また、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、バリアフリー化や空調設備の設置、トイレの改修など、府立高校の学習環境の改善をすすめます。

＞生徒の理解を促進するためのICT環境の充実

ICTを活用したわかりやすい授業の研究に取り組むとともに、ICT機器等の整備など、生徒の理解を促進するためのICT環境の充実をすすめます。

また、様々な事情で在宅等で学習している生徒に対するICTを活用した学習支援について検討をすすめます。

重点取組⑪ 公平でわかりやすい入学者選抜の実施**＞入学者選抜制度の改善**

府立高校の通学区の府内全域への拡大に向け、生徒・保護者に対する幅広い高校入試情報の提供を行うとともに、中学校における適切な進路指導の実施に向けた支援を行います。

また、今後の選抜環境の変化に応じて多様な選抜方法の検討など、受検者のニーズや志願動向等を踏まえた入学者選抜制度の改善に取り組みます。

＞調査書の絶対評価導入への対応

府立高校の入学者選抜における調査書への目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の導入に伴い、評価に関する参考資料の作成や研修会の実施など、中学校における評価の信頼性の向上に向けた支援を行います。

重点取組⑫ 活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備**＞生徒数減少を見据えた再編整備の計画的な推進**

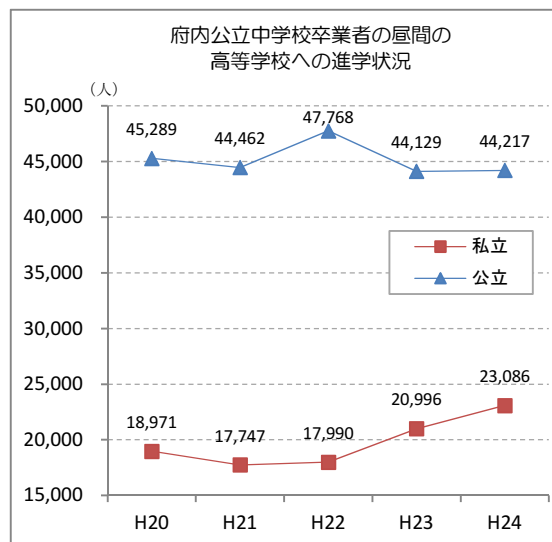
今後の生徒数減少を見据えた再編整備方針を策定し、これまでの特色づくりの検証や社会のニーズを踏まえた教育内容の充実を図るとともに、学校の配置について精査し、活力ある学校づくりをめざした再編整備を計画的にすすめます。

再編整備をすすめるにあたっては、就学機会の確保を前提とし、公立中学校卒業生数の推移や志願動向、学校の特色や地域の特性、志願割れの状況等を勘案するとともに、経済情勢等の変動要素を考慮しながら、府立高校を効果的かつ効率的に配置できるよう、検討を行います。

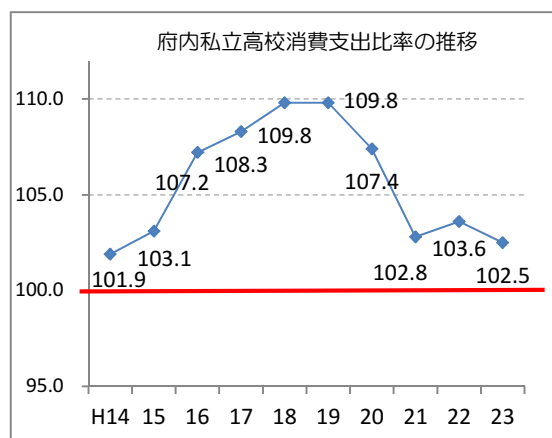
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

現状と課題

- 私立高校は、生徒の急増・急減期を通じ、一貫して公教育の一翼を担い、府内高校生の3～4割の教育を支え、独自の建学の精神に基づく教育を行ってきたところであり、大阪の教育力の向上に向け、私立高校の特色・魅力ある教育が十分に行えるよう支援することが求められています。
- 授業料無償化の拡充に伴い、専願入学者をはじめ、私立高校全体の入学者数が大幅に増加しています。
- 私立高校全体の消費支出比率はここ10年赤字となるなど、厳しい経営状況が続いており、学校間の格差も見られます。



大阪府私学・大学課調べ



※消費支出比率＝消費支出/帰属収入 100 を超えると赤字
(資産売却差額等の特殊要因を除く)

大阪府私学・大学課調べ

基本的方向

- 家庭の経済的事情にかかわらず、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、私立高校生等に対する授業料無償化制度を実施します。あわせて、効果検証を行い、今後の制度検討を行います。
- 私立高校が、それぞれの建学の精神に基づき、社会の変化や府民の教育ニーズに対応した特色・魅力ある教育を行えるよう、私学教育の振興を図るとともに、公私がより共通の土俵で競い合える環境づくりに努めます。

重点取組

重点取組⑬ 公私を問わない自由な学校選択の支援

＞授業料無償化

授業料無償化制度について、制度を拡充した平成 23 年度から、原則として5年間（平成 27 年度まで）は継続するとともに、公私を問わない自由な学校選択を支援する観点や大阪の教育力向上を図る観点から、効果検証を行い、今後の制度の検討を行います。

重点取組⑭ 特色ある私学教育の振興

＞優れた取組みを实践する学校に対する支援

大阪の教育力向上のために、優れた取組みを实践する学校を支援することにより、独自の建学の精神に基づき特色ある教育を行っている私立高校の振興に取り組みます。

＞社会の変化やニーズを踏まえた私学教育の多様化と切磋琢磨の促進

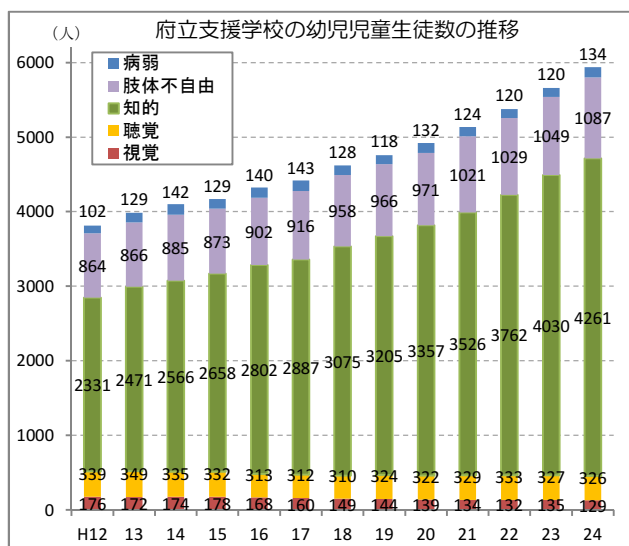
「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（平成 24 年 11 月改正）」に基づき、特色ある教育を行う私立学校の設置認可等により、生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実を図るなど、私学教育の多様化と学校間の切磋琢磨を促進します。また、今後、府内公立中学校卒業生数の減少が見込まれる中、公私の切磋琢磨の観点等を踏まえ、私立高校に対する公的支援のあり方の検討を行います。

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

現状と課題

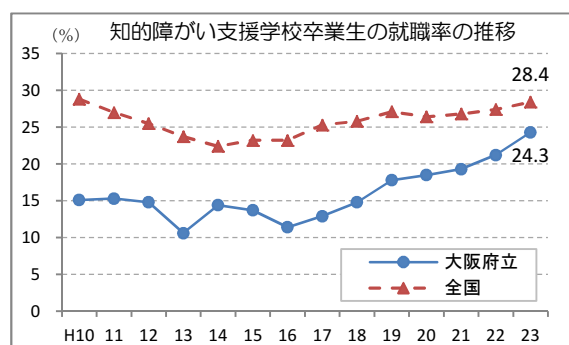
○ 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、支援学級・支援学校だけでなく、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等すべての学校での多様な学びの場を用意する必要があります。

○ 知的障がい支援学校に在籍する児童・生徒が増加する中、現在、府内4地域で新校整備をすすめています。今後のさらなる児童・生徒数の増加等を見据えた対応が必要です。



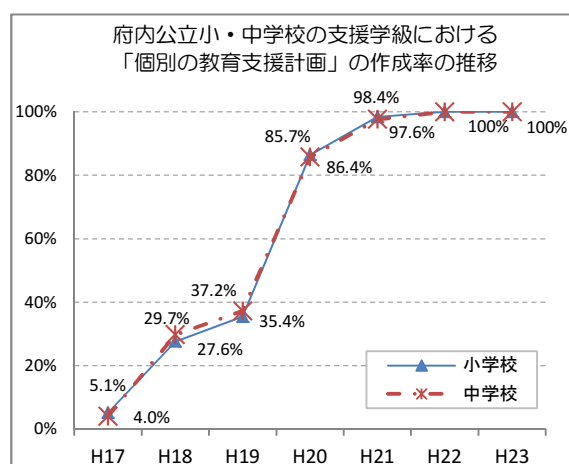
大阪府教育委員会調べ

○ 知的障がい支援学校における「職業コース」設置やたまがわ高等支援学校の整備等により知的障がい支援学校卒業生の就職率は徐々に上がっていますが、全国平均とは未だ隔たりがあり、就労へ向けた取組みを一層充実していく必要があります。



大阪府教育委員会調べ

○ これまでから一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組んできていますが、今後さらに障がいのある子どもの自立と社会参加が促進されるよう、連続性のある支援体制を整備していく必要があります。



大阪府教育委員会調べ

○ 発達障がいのある子どもへの発達段階に応じた一貫した支援体制の整備が求められる中、すべての学校における支援を充実していく必要があります。

基本的方向

- 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

重点取組

重点取組⑮ 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備

＞府立支援学校の教育環境の整備

「府立支援学校施設整備基本方針」（平成20年度策定）に基づき、知的障がい支援学校の新校整備をすすめるとともに、今後とも在籍者数の増加が予想されることから、将来の児童・生徒数についての再推計を踏まえた対応方策の検討を行い、府立支援学校の教育環境の整備をすすめます。

また、府立視覚支援学校について、耐震性の確保に向けた建替えや視覚障がい者の社会参加と自立を促進するための教育課程等の再編など、教育環境の整備をすすめます。

＞小・中学校の教育環境の整備

小・中学校における障がいのある児童・生徒に対する教育環境を整備するため、支援学級や通級指導教室の増設、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援などに取り組みます。

＞高校における障がいのある生徒の学習機会の充実

府立高校における障がい等により学校生活に配慮を要する生徒に対し、生徒の状況に応じたサポートをするための人材を配置し、適切な支援に向けた取組みを充実します。また、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校の充実を図ります。

重点取組⑯ 就労を通じた社会的自立支援の充実

＞府立支援学校における就労支援の充実

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の整備を計画的にすすめるとともに、

これらの学校を就労支援の拠点として位置づけ、企業開拓等を行うコーディネート機能を構築するなど、府立支援学校における就労支援の充実に取り組みます。

➤ 就労に向けた支援体制の充実

教育・福祉・労働等の関係部局が国や企業等と連携し、職場実習の支援や企業開拓等をすすめるなど、支援学校在籍中から卒業後を見通した、就労に向けた支援体制の充実に取り組みます。

重点取組⑰ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

➤ すべての学校における支援教育の専門性向上

公立の学校において、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。また、府立支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮し、幼稚園・小学校・中学校・高校等からの要請に応じ適切な支援を行い、教員等の専門性の向上を図るとともに、府立高校において自立支援推進校等の成果を活用した取組みをすすめます。

➤ 「個別の教育支援計画」等の充実と活用促進

教育・福祉・医療・労働等の関係機関や専門家との連携・協力、本人や保護者の参画のもと、学校において障がいのある児童生徒の「個別の教育支援計画」等を作成・活用するとともに、校種間の円滑な引継ぎを行い、乳幼児期から学校卒業後を見通した一貫した支援を計画的・組織的に行います。

また、「個別の教育支援計画」を軸として、早期からのキャリア教育にも取り組みます。

重点取組⑱ 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援

➤ 学齢期における発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援の充実

発達障がいのある幼児・児童・生徒に対して、個々の特性に応じた指導を行うため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用促進を図るとともに、関係部局が連携し、教員等の専門性の向上や地域で相談等を行う支援機関の整備に取り組むなど、発達段階に応じた一貫した支援を行います。

また、発達障がい等のある児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりについての研究・普及や、自立した社会生活に必要な力を育成するため、府立高校におけるキャリア教育等の取組みを推進します。

重点取組⑲ 私立学校における障がいのある子どもへの支援

➤ 障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりへの支援

私立学校において障がいのある子どもが安心して学校生活を送れるよう、学習機会の充実や障がい理解教育の推進のために私学が独自で実施する研修会等に対して支援します。

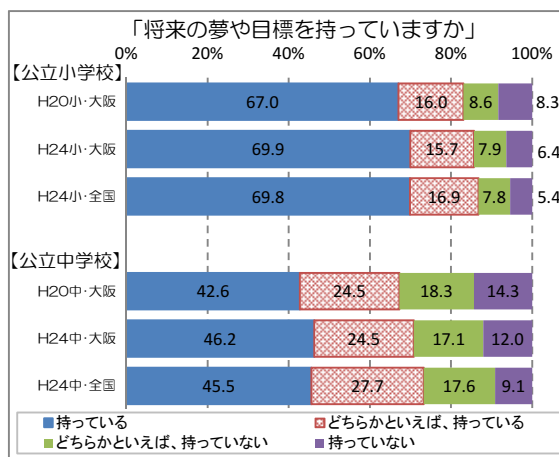
基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

現状と課題

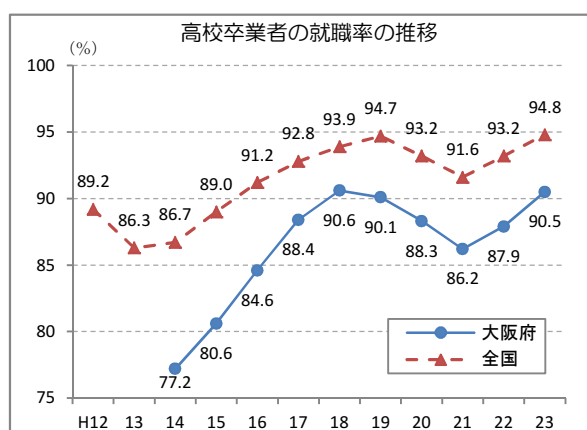
○ 全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」との質問に対し、「持っている」と答えた児童・生徒の割合は増加傾向にあるものの、中学生についてはその割合自体が低く、夢や志を持ってチャレンジする力を育成する必要があります。

○ いわゆる「リーマンショック」に伴う景気の落ち込み以降、高校卒業者の就職率は徐々に改善してきているものの、依然として全国平均より低い状況にあり、自立した大人として生きていく力を身に付けるための小・中・高一貫したキャリア教育の一層の充実を図る必要があります。

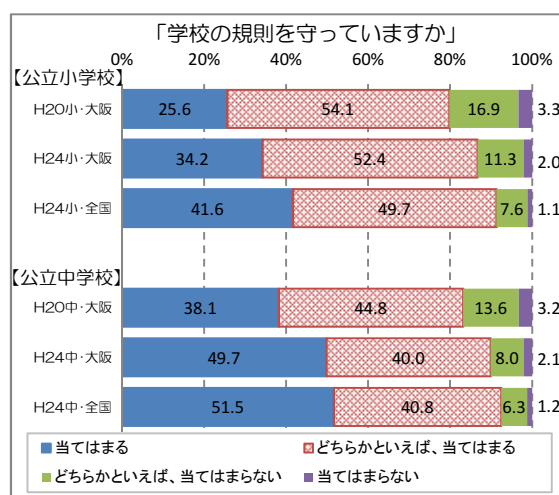
○ 全国学力・学習状況調査における「自分には良いところがあると思いますか」や「学校の規則を守っていますか」との質問に対し、「当てはまる」と答えた児童・生徒の割合が全国と比較して低い状況にあり、自己肯定感を高めるなど人権感覚の涵養とともに、規範意識の育成を図る必要があります。



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」



出典：文部科学省「高等学校卒業者の就職状況調査」

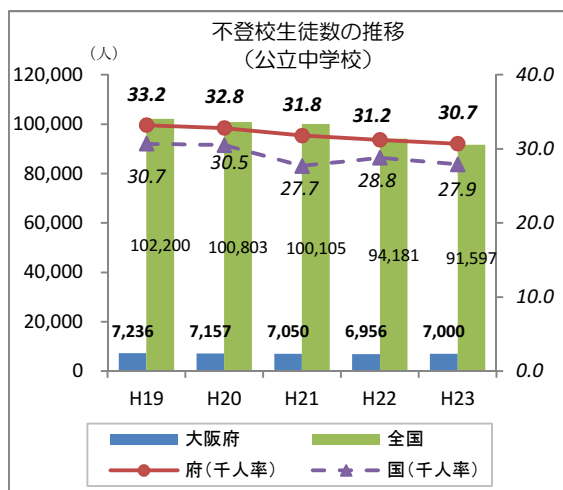
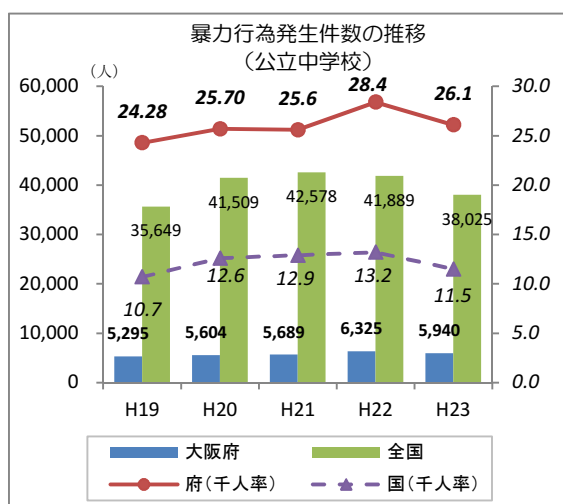
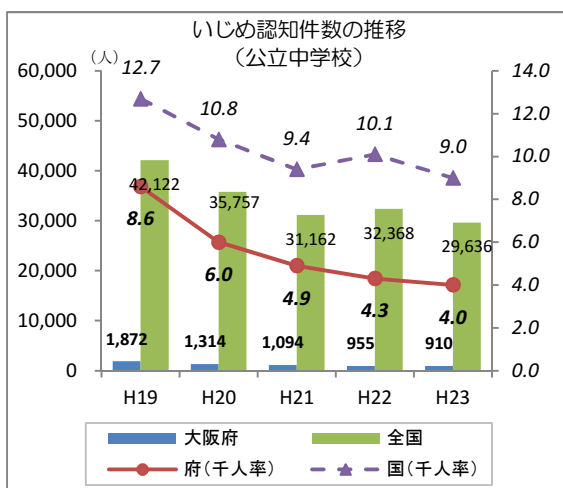


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

○ いじめは、重大な人権侵害事象であり、犯罪や命にかかわる重篤な事態となりうる喫緊の課題であることから、早期発見と早期解決に向けた取組みをさらにすすめる必要があります。

また、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における暴力行為発生件数については、全国平均を上回っており、不登校生徒数についても、特に中学生において全国平均を上回っている状況にあります。

今後、とりわけ中学校において、生徒指導上の課題に対する取組みを充実していく必要があります。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

基本的方向

- 小・中・高一貫したキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した体験活動や読書活動を充実し、粘り強くチャレンジする力をはぐくむ教育を充実します。
- 歴史や芸術・文化・学術等に関する教育を推進し、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくみます。
- 民主主義をはじめとした社会のしくみについての教育を推進し、社会の一員として参画し貢献する意識や公共の精神を醸成します。
- 社会のルールを守り、違いを認め合い人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ人権教育・道徳教育を推進します。
- 子ども自身の問題解決能力をはぐくむとともに、関係機関との連携や支援チームの活用等により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応を強化します。
- 教員研修の実施など校内の指導体制を強化し、体罰等の防止に取り組みます。

重点取組

重点取組⑳ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ

➤小・中・高一貫したキャリア教育の推進

児童・生徒が夢や希望を持って自分の意志と責任で進路を選択することができるよう外部人材の活用や、企業・専修学校等と連携したインターンシップや職場体験をすすめるとともに、「夢や志をはぐくむ教育」を推進するなど、小・中・高一貫したキャリア教育を推進します。

➤「生きる力」をはぐくむ体験活動や読書活動の推進

地域人材等の協力を得て、ボランティアや自然体験など様々な体験活動を通じ、自己肯定感や豊かな情操、他人との信頼関係、自然や環境を大切にする精神・態度などを養うとともに、乳幼児期から発達段階に応じて本と接することができるような読書環境の充実に向けて、市町村や公立図書館との連携、学校図書館の活用等をすすめることにより読書活動を推進し、子どもたちの「生きる力」をはぐくみます。

重点取組㉑ 社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ

➤郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心のはぐくみ

近現代史をはじめ歴史・文化等に関する教育を充実するとともに、多様な文化財や歴史等に関する博物館、芸術・文化などを教育資源として活用し、我が国と郷土への

誇りや、歴史や伝統・文化を尊重する心をはぐくみます。

➤ 社会の一員としての自覚や責任感の育成

学校教育を通じて民主主義などの社会のしくみについての教育を実践し、社会の一員として義務と責任を果たすための知識や自覚をはぐくみます。

重点取組② **ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ**

➤ 生命を尊重する心や規範意識等の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進、「こころの再生」府民運動や非行防止・犯罪被害防止に向けた取組みの推進など、自他の生命を尊重する心や規範意識の育成に、学校・家庭・地域が一体となって取り組めます。

➤ 自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成

自他の尊厳や価値、文化・習慣の違いを尊重する精神をはぐくむ人権教育、国際理解教育や多文化共生の取組みの推進、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とした障がい理解教育、他者を思いやる心や社会に貢献する態度を養う福祉教育の推進などにより、豊かな心の育成に取り組めます。

重点取組③ **いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化**

➤ いじめ解消に向けた総合的な取組みの推進

「いじめは絶対に許されない」との認識のもと、未然防止や早期発見に向けた的確な実態把握や相談体制の充実を図るとともに、「いじめ対応マニュアル」（平成24年12月策定）の活用や外部の専門家との連携などにより、迅速かつ適切に組織的な対応ができるよう支援を行います。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決を図ることができるよう、第三者機関等による「被害者救済システム」を運用します。

加えて、事案が複雑化・深刻化しやすい「ネット上のいじめ」に対し、関係機関と連携した対応に取り組めます。

➤ 児童・生徒への支援・相談の取組みの推進

児童・生徒の悩みや不安を受け止め、一人ひとりの状況に応じた的確な指導・支援が行えるよう、スクールカウンセラーの配置等により教育相談体制を充実するとともに、小・中学校間の連携やスクールソーシャルワーカーの活用、福祉関係機関等との連携ネットワークの充実など組織的な課題解決に向けた取組みへの支援を行います。

また、私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取組みを求めています。

➤ 中学校における生徒指導体制の強化

いじめ・暴力行為や不登校等が顕在化する中学校において、生徒自身の問題解決力を育成するとともに、人員配置による生徒指導体制の充実や教員研修等による対応力

の強化を図ります。また、市町村だけでは対応できない事案に対して、外部の関係機関と連携した指導・支援を行います。

重点取組④ 体罰等の防止

➤体罰防止に向けた教職員研修の実施

体罰は決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと、校内研修等を実施するなど、体罰の防止に向けた学校体制を確立します。また、運動部活動指導者を対象とした研修の実施等により指導者の資質向上に取り組みます。

➤速やかな事象解決に向けた校内体制の整備

児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる相談窓口の設置など校内体制を整備します。

また、「被害者救済システム」の活用など第三者性をいかし、被害を受けた子どもの立場に立った解決・救済を図ります。

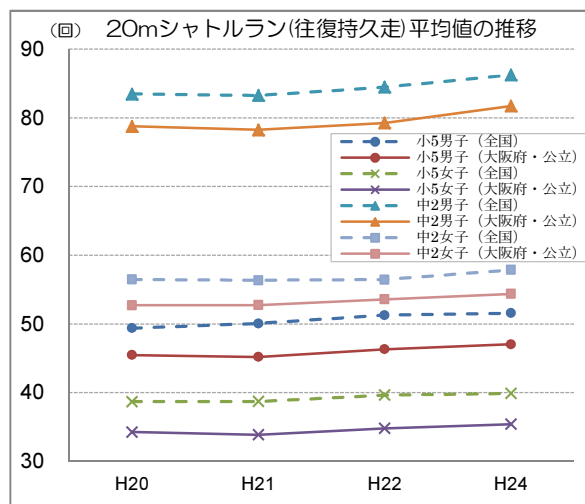
➤私立学校における体罰等の防止に向けた取組み

体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取組みを情報提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めています。

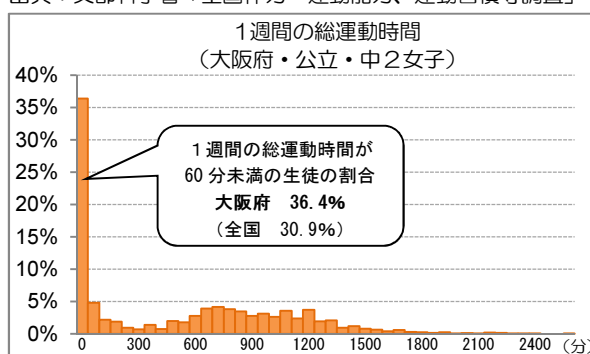
基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

現状と課題

○ 全国体力・運動能力調査の結果は、各種目とも徐々に改善傾向にありますが、全国平均に比べ依然として低い状況です。また、特に運動する子としない子の二極化が顕著となっており、児童・生徒がスポーツを好きになるような取組みや体力向上の取組みなど、運動する機会を増やすよう継続的に推進していく必要があります。



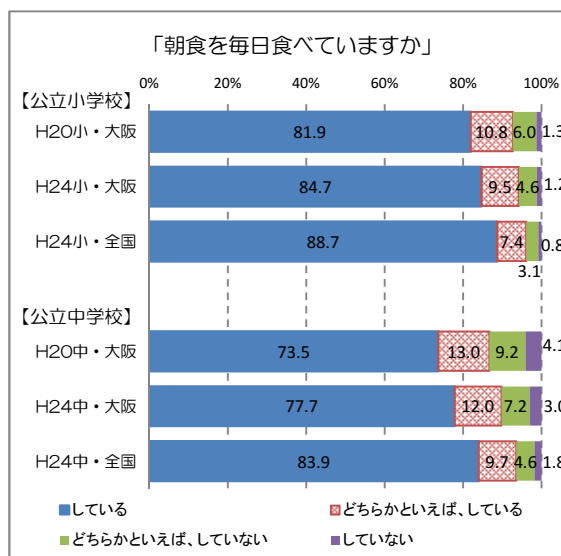
出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」



出典：文部科学省「平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

○ 全国学力・学習状況調査において、「7時より前に起床していますか」「朝食を毎日食べていますか」の質問に対して、「している」と答えた割合は、依然として全国平均より低い状況にあることから、基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。

○ 今後、公立中学校における学校給食の導入が進む中、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進していく必要があります。



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

基本的方向

- PDCA サイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。
- 学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめます。

重点取組

重点取組②⑤ 運動機会の充実による体力づくり

➤学校における体育活動の活性化

小・中学校において「体力づくり推進計画」の策定を推進し、児童・生徒の体力づくりに向けた検証改善サイクルを確立します。また、教員研修や外部指導者の活用等による体育授業の充実や運動部活動の活性化を図るとともに、スポーツ大会の実施やトップアスリートの派遣など、学校における体育活動の活性化に取り組みます。さらに、運動部活動指導者を対象とした研修の実施等により指導者の資質向上に取り組みます。

➤地域や家庭でスポーツ活動に親しむ機会の充実

児童・生徒が楽しく体を動かすことができるようなツールの開発など、運動習慣の確立に向けた取組みや、学校体育施設のスポーツ活動への開放や地域スポーツクラブの育成・活用など、地域や家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やす取組みをすすめます。

重点取組②⑥ 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり

➤学校における健康づくりの推進

児童・生徒自らが健康を保持増進することができる実践力を身に付けられるよう、学校医等と連携した学校保健委員会の活性化や各種研修会の実施など、学校保健活動の充実をすすめます。

また、中学校給食の導入をすすめるとともに、「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力して校内組織を充実させ、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進します。

➤地域や家庭と連携した健康づくりの推進

保護者に対する「健康3原則」をはじめとした基本的な生活習慣の周知、専門医による講演、「3つの朝運動」など、地域や家庭と連携して生活習慣の定着や児童・生徒の健康課題解決に向けた取組みをすすめます。

基本方針6 教員の力とやる気を高めます

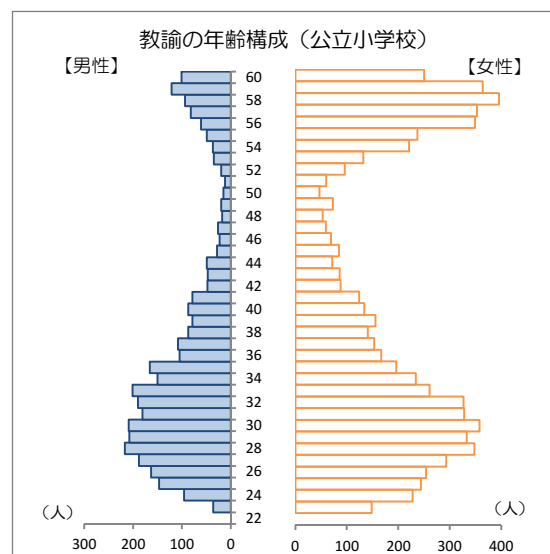
現状と課題

○ 当面、教員の大量退職・大量採用が続くことから、教員の年齢構成の現状を踏まえた採用選考方法等の工夫改善や、教職経験の少ない教員が、生徒・保護者や地域から信頼される存在となるよう資質・能力の向上を図るとともに、次代を担う管理職の養成をすすめる必要があります。

○ これまで、評価結果の給与反映など教員の意欲と能力を高めるための取組みをすすめてきましたが、今後、教員の意欲的な取組みが一層進むような方策を充実させる必要があります。

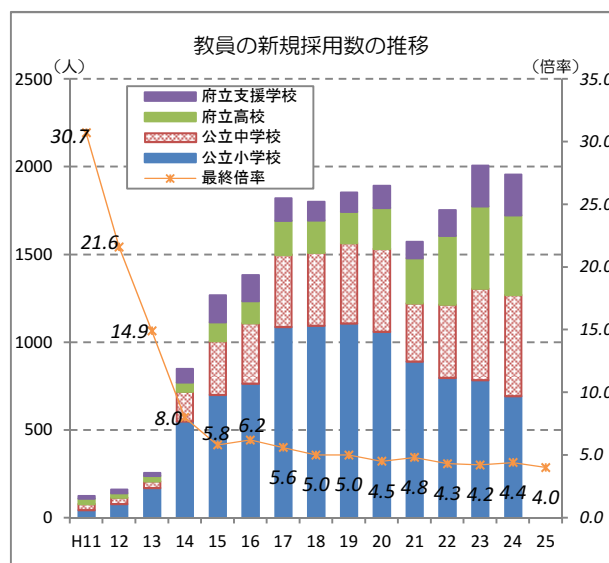
○ 指導が不適切な教員に対しては、研修等の支援を実施してきましたが、今後、さらに厳正な対応を行っていく必要があります。

○ 私立学校については、私学団体が独自に実施する研修や講演会などの取組みを支援するとともに、公私間の人事交流や合同研修を通じて教員の資質向上の取組みをすすめる必要があります。



※平成24年5月1日現在（年齢は、24年度末現在）
※大阪市、堺市、豊能地区を除く

大阪府教育委員会調べ



大阪府教育委員会調べ

基本的方向

- 採用選考方法等を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員を最大限確保します。また、教職経験の少ない教員について研修や人事異動等を通じて資質・能力の向上を図るとともに、教員等の人権感覚の育成に努めます。
- ミドルリーダー育成の取組みにより、次世代の管理職養成をすすめます。
- がんばった教員の実績や発揮された能力が適正に評価される評価・育成システムの実施等により、教員のやる気と能力の向上を図ります。
- 指導が不適切な教員に対し厳正な対応を行います。
- 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みを支援します。

重点取組

重点取組⑳ 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上

➤優秀な教員の確保

教員採用の選考方法等の工夫・改善や大阪教志セミナー等の活用などにより、即戦力となる熱意ある優秀な教員確保に取り組みます。

➤教職経験の少ない教員の資質・能力の向上

研修体制の充実や校種間・公私間等の積極的な人事交流によるキャリア形成、各種授業研究など校内研修体制の充実等により、教職経験や社会人経験の少ない教員の授業や生徒指導など児童・生徒への指導力の向上に向けた取組みを推進します。

➤ミドルリーダーの育成

中堅職員を対象とした学校経営に必要な知識・能力を育成するための管理職養成研修の実施や若手教員の首席・指導主事等への任用などにより、ミドルリーダーの育成に取り組みます。

➤社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上

国際的視野の育成や危機管理能力の向上など、社会の変化やニーズ等に柔軟かつ的確に対応できる資質・能力の向上に取り組みます。

➤人権感覚の育成

すべての児童・生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて、教員の人権感覚を育成します。また、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントは決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと、校内研修等を実施するなど、根絶に向けた学校体制を確立します。

重点取組⑳ がんばった教員がより報われる仕組みづくり**➤より適正な評価に向けた評価・育成システムの確立**

生徒・保護者による授業に関する評価を踏まえて、教員の授業力向上を図るとともに、より客観的で適正な評価を行うことができる評価・育成システムを確立し、その評価結果を給与に反映するなど、がんばった教員が報われる仕組みづくりに取り組みます。

また、様々な分野において功績のあった教員に対する表彰を行い、教員の意欲を高めます。

重点取組㉑ 指導が不適切な教員への厳正な対応**➤指導が不適切な教員の把握と指導力改善に向けた取組み**

指導が不適切な教員の状況を把握するための新たな判断基準や学校協議会を通じた保護者からの意見の活用、教員評価支援チームの積極的な派遣等により、指導が不適切な教員の状況を的確に把握し、効果的な校内研修や現場から外しての指導改善研修の実施により、指導力の改善に向けた取組みをすすめます。

➤改善が不十分と認められる教員に対する厳正な対応

指導改善研修を終了してもなお改善が不十分と認められる教員に対しては、免職などの厳正な対応を行います。

重点取組㉒ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援**➤資質向上に向けた取組みの支援**

公私間での人事交流や、各種研修を合同で開催するなど、私立学校の教員の資質向上に向けた取組みを支援します。

また、いじめの問題や体罰等の防止など、人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みなどを情報提供し、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組みを支援します。

基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

現状と課題

○ 学校や児童・生徒を取り巻く課題が多様化する中で、校長のリーダーシップによる学校経営が求められています。この間、府立学校長の予算面・人事面等における権限を強化してきましたが、今後、よりリーダーシップを発揮して学校経営が行えるよう、さらなる権限強化やマネジメント能力等に秀でた人材の任用をすすめる必要があります。

＜公立学校長の任用状況＞

	H20	H21	H22	H23
一般	246 (428)	186 (407)	201 (415)	176 (392)
任期付	2 (42)	3 (103)	4 (58)	8 (92)
教諭・行政職		2 (12)	6 (12)	2 (8)
学校指定	3 (29)	2 (12)	1 (9)	2 (12)
計	251 (499)	193 (534)	212 (494)	188 (504)

※上段：合格者数／下段：受験者数

大阪府教育委員会調べ

○ 生徒や保護者、地域住民の声を学校運営に反映させていくためには、学校における教育の状況を公表していくことが重要です。今後、開かれた学校づくりに向け、府立学校及び私立学校において一層の情報の公表に取り組んでいく必要があります。

＜府立学校における学校評価情報の公表状況＞

	H20	H21	H22	H23
学校教育自己診断	32.1%	39.0%	51.9%	70.7%
学校協議会	35.3%	41.7%	44.3%	50.3%

＜私立高校における学校情報の公表状況＞

	H21	H22	H23
自己評価	47.4%	56.8%	62.5%
学校関係者評価	18.9%	34.4%	34.4%

○ 府立学校におけるICT環境は徐々に改善しているものの、全国と比べて遅れている状況にあることから、校務処理システムの導入等ICT環境の整備を図る必要があります。

＜公立学校におけるICT環境の整備状況＞

	教員の校務用 コンピュータ整備率(%)	校務支援システム 整備率(%)
小学校 (全国)	59.7 ----- 100.1	36.9 ----- 65.1
中学校 (全国)	57.1 ----- 97.8	39.8 ----- 65.8
高等学校 (全国)	93.8 ----- 118.6	86.6 ----- 88.8

※上段：大阪府／下段：全国（平成24年3月1日現在）

出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

基本的方向

- 校長マネジメントを強化し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進します。
- 保護者等への情報発信を充実するとともに、地域や保護者のニーズを十分に反映した開かれた学校づくりをすすめます。
- ICTを活用した校務の効率化等を推進します。
- 私立学校における開かれた学校づくりに向けた取組みが、さらに進むよう支援します。

重点取組

重点取組⑳ 校長マネジメントによる学校経営の推進

➤中期計画の策定とPDCAサイクルによる学校経営の確立

各府立学校において、校長が中期的（3か年）な目標を踏まえ課題を明確にした学校経営計画を策定するとともに、計画に基づく学校経営を行い、その結果について学校の自己評価や学校協議会による学校関係者評価・第三者評価を行います。また、学校経営診断のシステム化などにより学校評価を充実します。

➤校長のさらなる権限強化

各府立学校において、校長がリーダーシップを発揮して学校経営計画に基づいた学校経営を行えるよう予算面における裁量権の拡大や校長をサポートする体制の整備など、校長のさらなる権限強化をすすめます。

➤マネジメント能力等に秀でた人材の校長任用

公募により、マネジメント能力やリーダーシップ等に秀でた熱意・情熱ある人材を内外を問わず幅広く募集し、校長に任用するとともに、学校運営の最終責任者としての職務と責任に応じた校長の処遇改善を行います。

重点取組㉑ 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり

➤学校協議会を通じた保護者・地域ニーズの学校経営への反映

全府立学校に学校協議会を設置し、学校経営計画の策定や学校評価に対して意見を求めるなど保護者や地域住民との連携・協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校教育に反映します。

➤情報発信や地域貢献による地域とのつながりづくり

各府立学校において、生徒や保護者等の意向を反映する学校教育自己診断を実施し、

学校評価に反映するとともに、その内容を保護者等に公表します。また、様々な教育活動や入試等に関する情報をホームページ等を活用して保護者等へ発信するとともに、地域住民を対象とした学校開放や公開講座の実施など地域貢献による地域とのつながりづくりをすすめます。

重点取組③③ 校務の効率化

＞府立学校におけるICTの活用の推進

府立学校において、現在、利用用途に応じて複数に分かれているネットワークシステムを統合し、教職員にとって利便性の高い校務処理システムを導入するなど、ICT活用の推進などにより、校務の効率化を図ります。

重点取組③④ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

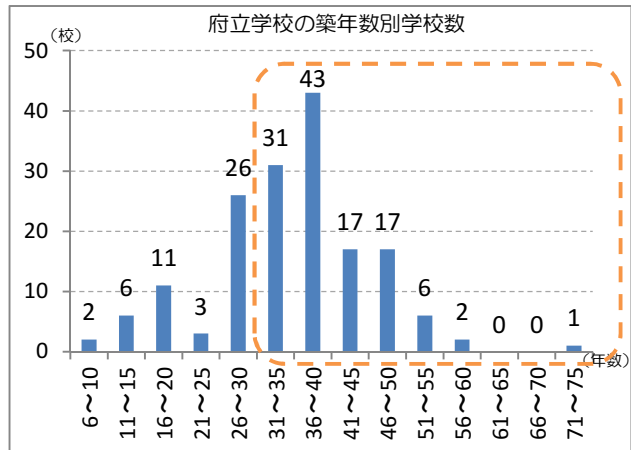
＞学校情報の公表

各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進します。

基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります

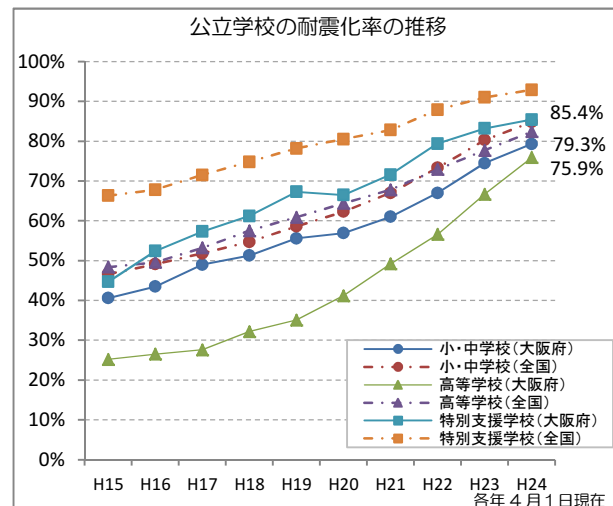
現状と課題

○ 府立学校については、築年数が30年を超える校舎が7割以上を占めるなど、老朽化が進んでおり、コストの低減化を図りつつ計画的な改修・改築をすすめる必要があります。



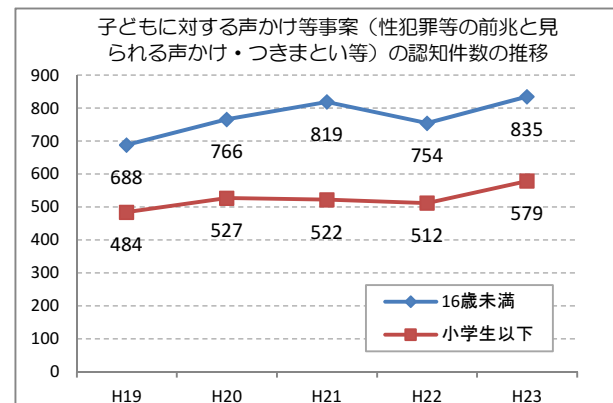
※平成24年4月1日現在
大阪府教育委員会調べ

○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、学校現場における危機事象への十分な備えの必要性が再認識されたところであり、今後、ハード・ソフト両面からの取組みをすすめる必要があります。



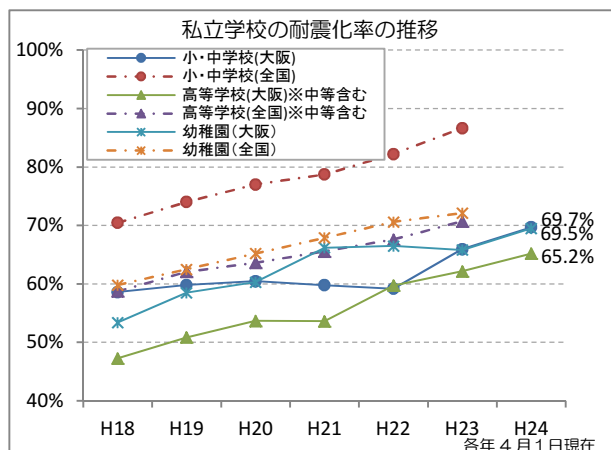
出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

○ 小学校等の安全対策については、登下校時の安全確保や不審者等への対策として、ボランティアの活用などに取り組んできていますが、子どもに対する声かけ等事案が一定数発生している状況を踏まえ、地域と連携した子どもの安全確保に関する取組みを推進する必要があります。



出典：大阪府警察「子どもに対する暴行等の主な犯罪及び声かけ等事案の認知状況」

- 私立学校については、幼稚園、小・中学校、高校において公立や全国の私立学校に比べて耐震化率が低くなっており、早急な耐震化が求められています。



出典：文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況調査」

基本的方向

- 耐震改修、老朽化対策など、府立学校の計画的な施設整備を推進します。
- 学校の危機管理体制を確立するとともに、児童・生徒が災害時に迅速に対応する力を育成します。
- 子どもへの交通安全・防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進します。
- 私立学校の耐震化に向けた取組みを促進します。

重点取組

重点取組⑳ 府立学校の計画的な施設整備の推進

➤老朽化対策の計画的推進や教育環境の改善

施設の改修による長寿命化と改築との組み合わせにより、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うための老朽化対策を検討し、取組みをすすめます。バリアフリー化や空調設備の設置、トイレの改修など、教育環境の改善をすすめます。なお、施設整備に当たっては、アスベスト等の安全対策などにも配慮します。

重点取組㉑ 災害時に迅速に対応するための備えの充実

➤計画的な耐震化の推進

平成26年度における府立学校の耐震化率100%をめざすとともに、公立小・中学校の耐震化を促進するなど、学校施設の耐震化を推進します。

➤災害等への事前の備えに向けた危機管理体制の確立

各学校における防災避難計画や危機管理マニュアル等の見直し、学校安全担当教員の明確化など、災害等への事前の備えに向けた学校の危機管理体制の確立に取り組みます。

➤児童・生徒が自らの命を守り抜く力を高める取組みの推進

実践的な避難訓練の実施や指導法・教材等の開発、「防災教育の手引き」の改訂など、防災教育の充実等により、災害時に「主体的に行動する態度」を育成するとともに、地域等と連携した防災体験活動等を推進し、児童・生徒が自らの命を守り抜く力を高める取組みをすすめます。

重点取組⑳ 安全・安心な教育環境の整備

➤学校内外の安全対策の取組みの推進

交通安全・防犯教育の充実を図るとともに、スクールガード・リーダーの配置促進や、学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備等、学校内外の安全対策の取組みをすすめます。

また、教育委員会や学校・警察・道路管理者等が連携した通学路の安全確保のための取組みをすすめます。

重点取組㉑ 私立学校における安全・安心対策の促進

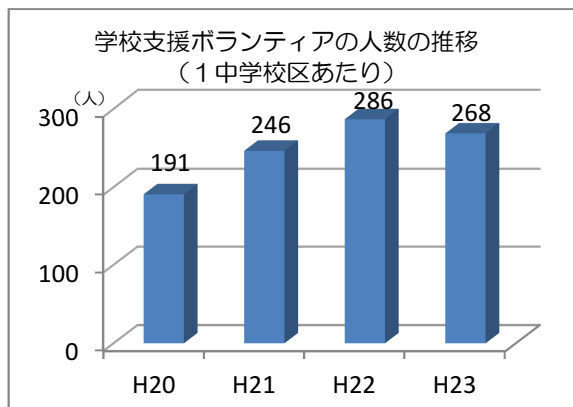
➤耐震化促進に向けた取組み

私立学校における耐震化の取組みを促進します。

基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

現状と課題

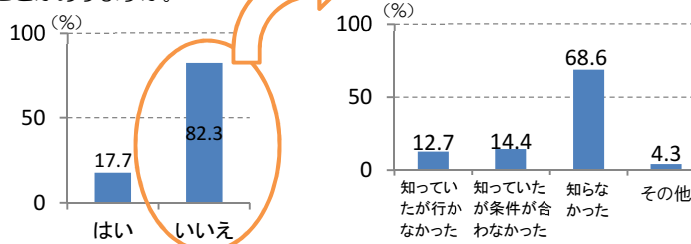
○ これまで増加してきた学校支援ボランティアの人数が横ばいとなった中で、「すこやかネット」を基盤とした学校支援地域本部や小・中学校における活動拠点などのさらなる活性化を図るためには、活動に参加する地域人材の育成・定着に取り組む必要があります。



大阪府教育委員会調べ

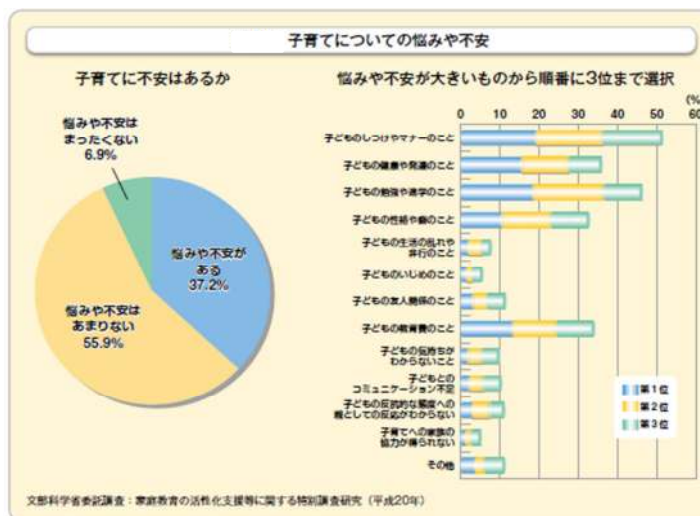
○ 家庭教育を取り巻く環境が大きく変化し、子育てに関する悩みや不安を持つ保護者が多くいる一方で、府・市町村が実施する「親学習」の認知度は低い状況にあります。このため、保護者が地域住民とつながりを持つきっかけづくりや、保護者や児童・生徒に対する親学習の一層の推進とその周知を図る必要があります。

府が推進する「親学習」講座や市町村等が実施する講座を学んだことがありますか。



出典：大阪府「おおさか子育てモニター第12回アンケート」

○ 幼児期は生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付ける上で重要な時期であり、また、学童期への準備段階であることから、幼稚園・保育所等における教育の充実が求められています。



出典：文部科学省「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」（平成20年度）

基本的方向

- 学校の教育活動を支える取組みへの地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりをすすめます。
- 多様な親学びの機会の提供を図るとともに、家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援を促進します。
- 家庭・地域における子育て・教育力の向上を図るとともに、小学校との連携をすすめるなど、幼児教育の充実を図ります。
- 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化に対応し、幼稚園における保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化を促進します。

重点取組

重点取組③⑨ 教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備

➤教育コミュニティづくりへ向けた体制整備

学校教育活動と連携した学校支援地域本部等の取組みを推進するため、小・中学校における活動拠点の活用を促進するとともに、現役世代・シニア世代の参画によるボランティアの拡充に向けた働きかけやコーディネーターの育成、各種研修の実施など、地域人材の育成・定着に向けた取組みをすすめます。

また、地域で展開されている様々な活動の情報発信や、地域の既存組織やNPO・企業・大学等の多様な活動主体との連携促進など、持続的な活動を支えるネットワークの構築をすすめます。

➤放課後等における子どもの居場所づくり

教育と福祉の連携を図り、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動や留守家庭支援など、放課後等における子どもの居場所づくりに取り組みます。あわせて、障がいのある子ども等の参加促進に努めます。

重点取組④⑩ 豊かなつながりの中での家庭教育支援

➤すべての府民が参加できる親学習の場づくり

より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関・企業等と連携し、多様な学習機会の提供を促進するとともに、地域での活動を先導する親学習リーダー等の人材養成と活用促進、情報提供の充実に取り組みます。

➤家庭教育に不安や負担感を持つ保護者への支援

子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対して、教育・

保健・福祉が連携し、訪問や相談等による支援を促進します。

重点取組④① 人格形成の基礎を担う幼児教育の充実

➤家庭・地域における子育て・教育力の向上

市町村や私立幼稚園・保育所に対して、「幼児教育推進指針」（平成22年3月策定）で示した方向性の周知・浸透に努め、幼稚園・保育所等の教育機能を高めるとともに、市町村と連携しながら、幼児教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園制度の普及・促進に取り組みます。

また、公私立幼稚園における預かり保育を推進するとともに、保育所・幼稚園における創意工夫を生かした子育て支援や相談機能の充実、障がいのある子どもへの支援を推進し、地域における子育て・家庭教育の拠点としての機能の充実を図ります。

➤発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携の推進

子どもの生活及び発達や学びの連続性を踏まえ、行事交流、小学校入学体験など幼児と児童の交流のほか、合同研修会、互いの保育参観・授業参観等を通じた幼稚園教諭・保育士と小学校教諭の交流による教育課程上の連携など、公私を問わず様々な形での幼保連携や小学校との連携を推進します。

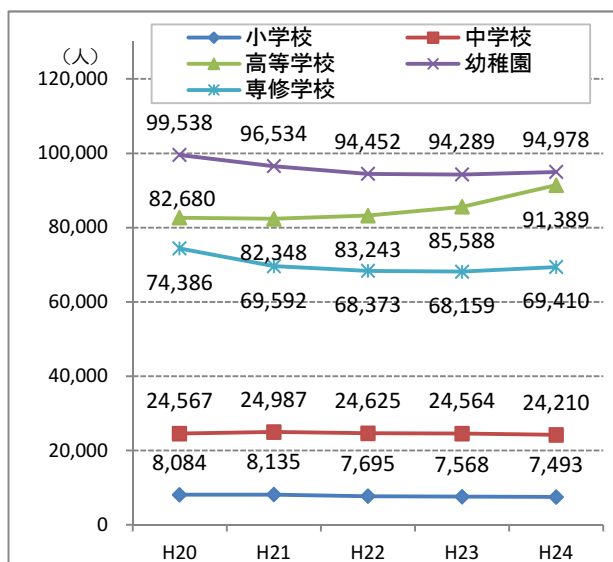
基本方針10 私立学校の振興を図ります

現状と課題

- 私立学校は、府内の幼児・児童・生徒のうち、幼稚園では78.8%、小学校では1.6%、中学校では9.6%、全日制高校では41.0%が就学園しており、公立学校とともに大阪の公教育の一翼を担う大きな役割を果たしています。

各私立学校では、建学の精神に基づき府民の教育ニーズに応えた特色ある教育を行っており、その振興を図ることは、大阪全体の教育力の向上にとって必要不可欠なものとなっています。

＜私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校の児童・生徒数の推移＞



※中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む
出典：文部科学省「学校基本調査」

■私立幼稚園

- 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、長時間保育や家庭教育・子育て支援体制の充実が求められています。
- 幼児期の教育と保育の一体化を含む「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及・促進など、今後とも市町村と連携した取組みをすすめていく必要があります。
- 私立幼稚園において障がいのある幼児が増加しており、適切な対応を図ることが求められています。

＜私立幼稚園における預かり保育の実施状況＞

	H23	H24
預かり保育の実施	399園 (93.2%)	402園 (94.1%)
11時間以上開園の実施園	204園 (47.7%)	252園 (59.0%)
夏休み等長期休業預かり保育の実施	328園 (76.6%)	343園 (80.3%)
土日等休日預かり保育の実施	73園 (17.1%)	66園 (15.5%)

大阪府私学・大学課調べ

＜平成24年度経常費補助金単価（当初予算ベース）＞

	府補助単価	国標準額
幼稚園	167,740円(41位)	172,042円
小学校	177,600円(最下位)	301,331円
中学校	204,900円(最下位)	302,933円
高等学校(全日制)	273,240円(最下位)	310,258円

※○は全国順位

※経常費補助金については、「財政再建プログラム(案)」に基づき補助単価を引き下げている

■私立小・中学校

- 私立小・中学校においては、義務教育機関として一定割合の生徒を受け入れ、

児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会
の提供と特色ある教育を行っています。

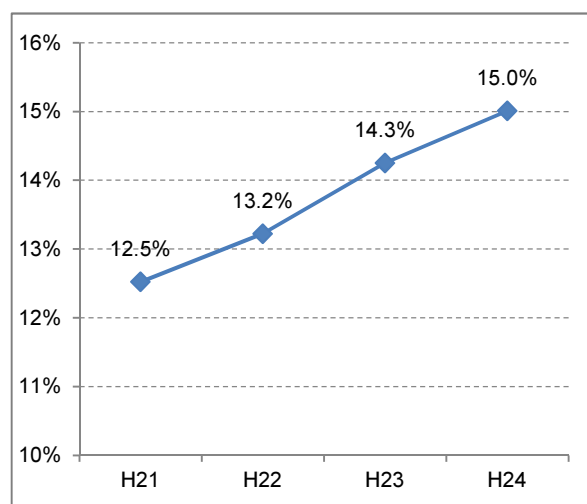
■私立高校

※「基本方針2 (1)公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上、(3)特色・魅力ある私立高校づくりの支援」で詳述

■私立専修学校・各種学校

○ 若者のコミュニケーション能力など職業人としての基本的能力の低下や職業意識・職業観の未熟さなど「社会的・職業的自立」に向けた様々な課題や、企業内における人材育成機能の低下などから、専修学校における職業教育の充実が求められています。

＜府内高校生の特修学校進学率＞



出典：文部科学省「学校基本調査」

基本的方向

■私立幼稚園

- 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化に対応し、保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化を促進します。【再掲】
- 幼児の障がいが重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。

■私立小・中学校

- 義務教育段階において児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会の提供と特色ある教育を行えるよう、私立小・中学校の振興を図ります。

■私立高校

※「基本方針2 (3)特色・魅力ある私立高校づくりの支援」で詳述

■私立専修学校・各種学校

- 高校生等の職業観・勤労観を醸成し、キャリア形成の支援ができるよう、高校等と専修学校との連携の促進に努めます。
- 産業界等のニーズに沿った専門的・実践的な職業教育が提供できるよう、専修学校における産業界等との連携の促進に努めます。
- 後期中等教育段階において、職業教育など多様な教育が提供できるよう、高等専修学校の振興を図ります。

重点取組

重点取組④② 私立幼稚園における取組みの促進

➤市町村と連携した認定こども園の周知と普及・促進

幼保一体化を含む子ども・子育て支援新制度に関する国の動向も注視しつつ、市町村と連携しながら、引き続き認定こども園制度の周知と普及・促進に取り組みます。

➤共働き世帯を含め、より幅広い世帯が就労可能となる環境づくりの促進

幼保一体化を見据え、共働き世帯も含めて長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるよう、保育所並みの11時間開園や、休日保育・夏休み保育など、私立幼稚園における保育サービスの拡大を促進します。

➤障がいのある幼児に対するきめ細やかな対応の促進

発達障がいをはじめ、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、私立幼稚園教職員の障がいへの理解を深めるための研修の充実や、専門家による巡回相談の活用等を促進します。

➤地域の子育て・家庭教育支援の拠点としての機能の充実

私立幼稚園の地域における子育て・家庭教育支援の拠点としての機能の充実を図るため、園庭開放やキンダーカウンセラーによる子育て相談の実施、幼児教育に関する情報交換の場の提供や保護者どうしの交流の場づくりを促進します。

重点取組④③ 私立小・中学校における取組みの促進

➤義務教育機関としての性格を踏まえた支援

義務教育段階において児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会の提供と特色ある教育を行えるよう私立小・中学校の振興に取り組みます。

重点取組④④ 特色・魅力ある私立高校づくりの支援【再掲】

※「基本方針2 (3)特色・魅力ある私立高校づくりの支援」で詳述

重点取組④⑤ 専修学校・各種学校における取組みの促進

➤職業教育を通じた職業人としての基本的能力の育成と職業意識・職業観の醸成

職業教育を通じて、自立した職業人の育成を図るため、専門的・実践的な職業教育を行なう高等教育機関である専門学校等の振興に取り組みます。

また、後期中等教育段階において、職業教育や語学教育など多様な教育を通じて、職業人としての基本的能力の育成等を図るため、高等専修学校の振興に取り組むとともに、私立高校と同様に高等専修学校等も授業料無償化制度の対象とし、「複線型の教育ルート」の確立に努めます。

➤高校と専修学校の連携強化による実践的な職業教育の促進

専修学校による職業体験学習や資格取得講座などの実践的な職業教育を通じて、高校生の職業観・勤労観を醸成し、キャリア形成を支援するため、高校と専修学校との連携を促進します。

➤産業界や企業と連携した専修学校における「産学接続型教育」の促進

職業人に求められる知識・技能が多様化・高度化する中で、産業界等のニーズに沿った専門的・実践的な職業教育を提供するため、専修学校と産業界等との連携による教育プログラムの開発を促進するなど、「産学接続型教育」の促進に取り組みます。

重点取組④⑥ 私立学校における障がいのある子どもへの支援【再掲】

私立学校において、障がいのある子どもが安心して学校生活を送れるよう、学習機会の充実や障がい理解教育の推進のために私学が独自で実施する研修会等に対して支援します。

重点取組④⑦ 私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進【再掲】**➤私立学校における児童・生徒への支援・相談の取組みの推進**

私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取組みを求めています。

➤私立学校におけるいじめや体罰等の防止への対応

いじめや体罰等の防止について、府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して、いじめや教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援します。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、民間の相談機関等との連携した取組みなど、私立学校に適切な対応を求めています。

重点取組④⑧ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援【再掲】

公私間での人事交流や各種研修を合同で開催するなど、私立学校の教員の資質向上に向けた取組みを支援します。

また、いじめの問題や体罰等の防止など、人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みなどを情報提供し、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組みを支援します。

重点取組④⑨ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進【再掲】

各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進します。

重点取組⑤⑩ 私立学校における安全・安心対策の促進【再掲】

私立学校における耐震化の取組みを促進します。

<参考資料>

1. 用語解説

P1 教育改革プログラム

平成 11 年4月に策定された「学校教育の再構築」と「総合的な教育力の再構築」を柱とした教育施策実施計画。

P1 「大阪の教育力」向上プラン

平成 21 年1月に策定された「これからの大阪の教育がめざす方向」と「5年間の具体的取組み」を示した教育プラン。「3つの目標」「10の基本方針」「35の重点項目」からなる。

本プランにおいて、「教育力」を学校・家庭・地域それぞれが持つ、子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支える力の総体としている。

P1 少人数学級編制

公立小・中・高等学校について、40 人を下回る人数で学級編制を行うこと(支援学級、複式学級を除く)。公立小・中学校の学級編制の標準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)」により、40 人とされてきたが、平成 15 年からは、学級編制基準を引き下げる等により一律に 40 人を下回る学級編制を実施することが可能になっている。

P1 少人数・習熟度別指導

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、教科等の特性に応じ、児童生徒の学習の習熟の程度に応じて少人数による学習集団を編成し、組織的・計画的に指導を行うもの。教科や単元によっても異なるが、習熟度別指導は、一斉授業やチーム・ティーチング等の指導方法と組み合わせて行われる。

P1 府立高校の特色づくり・再編整備

生徒減少期を教育の質的向上を図る好機ととらえ、社会の変化と多様な学びのニーズに対応する新しいタイプの学校づくりと、配置についても適正の観点から見直しを行ったこと。

P1 「ともに学び、ともに育つ」教育

障がいのある子どもを含めたすべての子どもが、生き生きと活躍できる共生社会をめざし、大阪がこれまでから大切にすすめてきた教育。

P1 教育コミュニティづくり

教育や子育てに関する課題を学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、課題解決に向けた協働の取組みを通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの。

P1 「生きる力」

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」(基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力等)、「豊かな人間性」(自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心等)、「健康と体力」(たくましく生きるための健康や体力等)などの要素からなる、「知・徳・体」のバランスのとれた力。

P2 新たな大都市制度

大都市地域における基礎的な地方公共団体とその団体を包括する広域の地方公共団体に関する制度。

P3 PDCA サイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施し、最後の act では check の結果を踏まえ、次回の plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的に業務を改善しようとする考え方。

P9 知識基盤社会

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月)で示された言葉で、特質として、(1)知識には国境がなく、グローバル化が一層進む(2)知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、(3)知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる(4)性別や年齢を問わず参画することが促進される等が挙げられている。

P9 PISA調査

経済協力開発機構(OECD)が実施している国際的な学習到達度に関する調査(Programme for International Student Assessment)。義務教育修了段階の15歳児(日本では高校等の1年生)が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面でどれだけ活用できるかをみるもの。

P9 全国学力・学習状況調査

小学校第6学年・特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年・中等教育学校第3学年・特別支援学校中学部第3学年を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。平成19年度から文部科学省が実施。

P11 学校経営計画

PDCA サイクルによる学校経営を一層推進するため、中期的(3か年)な目標と、当該年度の重点目標・取組内容・評価指標等について、具体的に示したもの。

P11 学校協議会

大阪府立学校条例第 12 条により規定された、保護者等との連携協力、学校運営への参加の促進、保護者等の意向の反映のため、全府立学校に設置する、府教育委員会の附属機関。保護者、地域の住民その他の関係者、学識経験者から構成される。

P11 高等専修学校

学校教育法第 124 条に規定する専修学校のうち、中学校卒業者を対象とした課程のこと。高校と同様に後期中等教育機関として、多様な教育を行っている。

P11 昼間の高校

全日制の課程の高等学校、単位制で昼間の定時制の課程を活用した柔軟な教育システムを持つ多部制単位制高等学校を加えた学校群。

P12 県費負担教職員

市町村立学校教職員の給与を都道府県が負担し、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る制度。都道府県が広く市町村をこえて人事を行い、教職員の適正配置と人事交流を図る。

P12 事務処理特例制度

住民に身近な行政はできる限り市町村が負担することができるよう、事務処理特例条例を定め、都道府県の権限を市町村に移譲する制度。

P16 活用する力

基礎的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等。

P21 グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校）

豊かな感性と幅広い教養を身に付け、社会に貢献する志を持ち、知識の重要性が一層増すグローバル社会をリードする人材の育成をめざして、教育活動を行う府教育委員会が指定した学校のこと。平成 24 年度現在、10校を指定。

P21 授業アンケート

確かな学力の向上をめざして、児童・生徒にとって「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するために、児童・生徒、教職員、保護者等が多様な観点から授業を検証する取組み。

P21 実業系高校

農業、工業、商業、福祉、工芸、造形など職業教育を主とする専門高校。府立高校としては、工科高校 9 校、農業高校 2 校、総合造形高校 1 校を設置している。

P22 編転入制度

過去に高等学校に在籍していた人や外国の高等学校など校種の異なる学校に在籍している人が、第1学年の途中又は第2学年以上に入学することを編入学という。また、高等学校に在籍している人が、他の高等学校に移ることを転入学という。これらを併せて編転入制度という。

P22 夢や志をはぐくむ教育

児童・生徒が充実した人生を送るために必要な理想や目標を持たせるとともに、社会人として必要な規範を身につけ、よりよい社会を創っていかうとする意欲や態度をはぐくむことをねらいとする教育のこと。

P22 スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

P22 スクールソーシャルワーカー

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

P22 中退防止コーディネーター

中退率の高い学校を中心に指名されている、中退防止に向けた取組みをすすめる役割を担う教員のこと。

P22 探究的学習活動

問題解決的な課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ表現という探究の過程を連続的、発展的に繰り返していく学習活動のこと。

P23 調査書

学力検査の成績等とともに高等学校の入学者選抜の資料となるもの。中学校における「各教科の学習の記録」や、各教科の学習の成果や学級活動等における取組や成果等を記入する「総合所見」欄がある。

P23 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）

学習指導要領に示す目標がどの程度実現したか、その実現状況を見る評価。

P23 再編整備方針

教育振興基本計画の計画期間(平成 25 年度からの 10 年間)にわたって実施する府立高校の再編整備について、その方向性を定めたもの。府立高校における「卓越性を活かす教育」「公平性を備える教育」「多様性を尊重する教育」の実現に向けて、教育内容の充実と学校数の精査を両輪として取り組むこととしている。

P27 個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

P27 個別の指導計画

個別の教育支援計画をふまえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。

P27 府立支援学校施設整備基本方針

府立知的障がい支援学校に在籍する児童生徒数の増加と卒業後の社会的自立に向けた就労という課題に対応するため、平成 21 年度から 30 年度を見通しつつ平成 25 年度までの施設整備について基本的な考えを示した方針。平成 21 年3月策定。

P27 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障がい、難聴、LD、ADHD等の発達障がい等の障がいがある児童生徒を対象とし、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を、通級指導教室で、月 1 単位時間から週 8 単位時間受けることができる制度。通級指導教室では、対人関係や社会性、コミュニケーションにおけるLD、ADHD等の発達障がいの特性をふまえ、ソーシャル・スキル・トレーニングや小グループによる学習等を行っている。

P27 自立支援推進校

知的障がいのある生徒が、高等学校でともに学ぶ取組みとして、大阪府において平成 18 年度から制度化したもの。高等学校に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置し、知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容などを工夫する中でともに学び、交友を深めている。平成 24 年度現在、府立高校9校に設置。

P27 共生推進校

知的障がいのある生徒が、高等学校でともに学ぶ取組みとして、大阪府において平成 18 年度から制度化したもの。職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携のもと、生徒は支援学校の学籍で、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めている。平成 24 年度現在、府立高校4校に設置。

P28 支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における支援教育に関するコーディネートを担う者。

P28 センターの機能

府立支援学校が小学校又は中学校等の要請により、障がいのある幼児、児童、生徒又は教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における支援教育のセンターとしての役割を担うこと。

P32 「こころの再生」府民運動

「生命、人としての尊厳を大切にする」「互いを思いやる」「感謝する」「努力する」「公共のルールやマナーを守る」など、社会や時代がどんなに変わっても決して忘れてはならない大切な「こころ」を、大人も子どもも、あらためて確認し、一人ひとりの行動を見つめ直し、日々の暮らしの中でできることから実践することを呼びかける運動。

P32 いじめ対応マニュアル

いじめが発覚した際の基本的な対応や緊急・重篤な事案における警察等関係機関との連携、ネット上のいじめへの対処方法等、学校における対応を示したマニュアル。平成 24 年 12 月策定。

P32 被害者救済システム

いじめや体罰等、学校で児童・生徒が被害者となる事象が生じた際に、第三者性をいかし解決・救済を図るもの。民間相談機関による相談窓口の設置とともに、被害の子どもが救済を求めた場合は、教員委員会と民間相談機関・学校が連携して支援を行い、その内容を第三者による評価委員会が点検・評価を行う。

P34 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校第 5 学年・特別支援学校小学部第 5 学年、中学校第 2 学年・中等教育学校第 2 学年・特別支援学校中学部第 2 学年を対象にした、「体力テスト」のほか、児童・生徒の生活習慣等や学校における子どもの体力向上に係る取組み等に関する全国調査。各学校が児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的としている。平成 20 年度から文部科学省が実施。

P35 体力づくり推進計画

児童・生徒の体力づくりを推進するためには、各学校が自校の現状を把握し課題を明確にすることにより、継続的に体力づくりに取り組むことが重要であることから、各学校が設定した目標に向けて、具体的に取組む計画。

P35 学校保健委員会

校長、養護教諭などの教職員、学校三師(学校医・歯科医・薬剤師)、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とする健康づくりを推進するための組織。学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となる。

P35 食に関する指導の全体計画

学校における食育を推進するため、児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において作成する食に関する指導の全体的な計画。この計画により、各教職員が連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を推進している。

P35 健康 3 原則

「調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠」のこと。子どもの体力向上や健やかな成長のためには、子どもの生活習慣全体を見直し、適切なものにする必要があり、適切な運動に加え、食生活、休養・睡眠など、日常の生活習慣全体を視野に入れた取組みが求められている。

P35 3つの朝運動

児童・生徒の朝の生活習慣を確立し、学校生活のスムーズなスタートをきり、落ち着いた学習環境をつくる運動。(1)朝食をとる、(2)あいさつを交わす、(3)朝の読書に親しむ、の3点を重点に、PTA活動や学校支援地域本部等地域人材と連携して取り組む。

P37 大阪教志セミナー

大阪で教師になりたいという高い志と情熱をもつ人を対象に、教師として求められる資質や基礎的な指導力を育むために開催するセミナー。

P37 首席

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。

P37 指導主事

学校が営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。

P38 評価・育成システム

教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化等を目的として実施している教職員の人事評価制度。

P38 教員評価支援チーム

校長等の要請に基づき派遣される指導主事や校長OBで構成されるチーム。授業観察等を行うことにより、教員の課題を明確にし、校内研修など当該教員の指導改善に向けた取り組み等を支援。

P38 指導改善研修

教育公務員特例法第 25 条の2第1項等に基づき、府教育委員会が「教員の資質向上審議会」に諮ったうえで「指導が不適切である」と認定した教員に、指導力の改善を図る目的で行う研修。

P40 学校関係者評価

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」（平成 22 年 7 月 20 日 文部科学省）で示されたもので、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価のこと。府立学校の場合、学校協議会からの意見を学校関係者評価と位置付けている。

P40 第三者評価

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」（平成 22 年 7 月 20 日 文部科学省）で示されたもので、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価のこと。府立学校の場合、学校協議会委員のうち、学識経験者からの意見を第三者評価と位置付けている。

P40 学校教育自己診断

学校教育活動の改善のための方策を明らかにするため、学校教育活動が、児童・生徒の実態や保護者・地域の住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校経営計画の達成度を点検するもの。

P43 長寿命化

適切な維持管理と、予防的な保全を行うことにより、築 60 年程度で更新の対象となっていた建物を、より長期にわたって活用できるようにすること。

P44 防災教育の手引き

府教育委員会が作成し、学校が防災に対する効果的な指導と実践を推進するための参考資料。

P44 主体的に行動する態度

中央教育審議会答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」（平成 24 年3月）で示されたもので、事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するために行動すること。そのためには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要であり、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする態度を育成する必要がある。

P44 スクールガード・リーダー

警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱。学校の巡回指導や地域住民による通学路等における子どもの安全を見守る活動を行う「子ども安全見まもり隊」等のボランティアに対する指導・助言を行う。

P45 すこやかネット

「教育コミュニティ」づくりの推進組織。平成12年度から14年度までの3年間で全中学校区に設置。地域社会が一体となって、0歳から15歳の子どもの連続した成長を見据えた取組みを進めてきた。

P45 学校支援地域本部

学校教育の充実、地域の教育力向上を図る取組みとして、地域の大人が多く関わり、子どもの安全見守りや放課後等の学習支援、環境整備などの学校支援活動を実施することを目的に、中学校区単位に設置。

P45 親学習

子育て中の保護者を対象とした「保護者が自らの役割に気づき、それを果たすための学習」や、将来、親となる小・中学生や高校生を対象とした「親となるための準備としての学習」等をいう。

P47 幼児教育推進指針

幼稚園・保育所等の教育機能の充実と家庭や地域の教育力の向上を図り、これからの幼児教育を一層推進していくための方向性と方策を示すもの。(平成22年改定)

P48 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法に基づき、市町村を実施主体として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度(施設型給付)の創設や、「新たな幼保連携型認定こども園」の認可権限、指導監督、財政措置の一本化など、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に導入される新たな制度。

P48 経常費補助金

教育条件の維持向上や保護者の負担軽減などを図るために交付する私立学校の学校運営に対する補助金。

P51 キンダーカウンセラー

臨床心理士など臨床心理に関して知識・技術を有するカウンセラー。私立幼稚園などで、地域の方々から子育てなど様々な相談を受け、アドバイスを行なう。

P52 体罰防止マニュアル

体罰についての考え方やその対処の仕方、体罰を許さない生徒指導のあり方等を具体的に示した教職員向けマニュアル。平成 19 年 11 月に障がいのある児童・生徒への対応を盛り込み改訂版を作成。

P52 不祥事予防に向けて

不祥事の発生を未然に防ぐため、管理職員を含むすべての教職員自身の日常における行動を振り返り点検することができるよう、具体的な不祥事の事例とチェックリストを掲載した冊子。平成 22 年 9 月改訂版作成。

2. 策定経過

「大阪府教育振興基本計画」策定に係る検討経過

平成 24 年 6 月 28 日	第 1 回大阪府教育振興基本計画検討委員会 大阪の教育を取り巻く状況について 大阪の教育が目指す「基本的な目標」について
平成 24 年 7 月 30 日	第 2 回大阪府教育振興基本計画検討委員会 大阪の教育の今後の方向性について
平成 24 年 8 月 22 日	第 3 回大阪府教育振興基本計画検討委員会 目標実現に向けて取り組む項目について
平成 24 年 8 月 24 日	知事と教育委員との意見交換
平成 24 年 8 月	「大阪府教育振興基本計画策定に向けた中間まとめ」とりまとめ
平成 24 年 11 月 9 日	第 1 回大阪府教育振興基本計画審議会（※） 関係団体ヒアリングについて
平成 24 年 11 月 21 日	第 2 回大阪府教育振興基本計画審議会 10 の基本方針（項目案）ごとの基本的方向等について
平成 24 年 12 月 18 日	第 3 回大阪府教育振興基本計画審議会 大阪府教育振興基本計画（素案）について
平成 24 年 12 月 19 日	知事と教育委員との意見交換
平成 24 年 12 月 26 日 ～	「大阪府教育振興基本計画（素案）」に対するパブリックコメント実施 ・意見提出者数:158 名（団体含む） ・総意件数:279 件
平成 25 年 1 月 25 日	
平成 25 年 2 月	「大阪府教育振興基本計画（案）」策定、府議会議案提出
平成 25 年 3 月	「大阪府教育振興基本計画」策定

※平成 24 年 11 月、知事及び教育委員会の附属機関として設置。
（委員は、大阪府教育振興基本計画検討委員会委員を再任）

大阪府教育振興基本計画審議会 委員名簿

〔五十音順、敬称略〕

氏名	職名等	備考
おだ ひろのぶ 小田 浩伸	大阪大谷大学教育学部准教授	
かじた えいいち 梶田 叡一	元中央教育審議会副会長、学校法人奈良学園理事	会長
みだに あきふみ 神谷 明文	日立造船株式会社顧問	
もりた えいじ 森田 英嗣	国立大学法人大阪教育大学教育学部教授	会長 職務代理
やまもと きぬこ 山本 絹子	株式会社パソナグループ取締役専務執行役員	
やまもと すずむ 山本 晋	立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授	
よこい やすし 横井 康	あずさ監査法人理事・代表社員	

職名等は、審議会委員就任時点のもの



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～